

令和8年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和8年3月17日 午前 9時30分 開議

2. 令和8年3月17日 午後 2時23分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名由香	2番	渡邊順子
3番	我妻瑛子	4番	高森学
5番	丸山節夫	6番	河上真智子
7番	平澤一浩	8番	山崎誠
9番	石井壽富	10番	片岡昭彦
11番	黒田員米	12番	西山宗弘

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

11番	黒田員米	1番	日名由香
-----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早川順治	書記	岩崎啓子
--------	------	----	------

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	大森初恵
総務課長	山本敦志	税務課長	石伊利光
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	大月道広
住民課長	宮田慎治	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	片山和子
農林課長	石坂晃則	建設課長	大月豊
水道課長	檜寄秀徳	教委事務局長	中山仁
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	岡崎直樹

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

日程第3 報告第1号 請願審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第1号 請願審査報告について

趣旨採択

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

昨日に続きまして、一般質問2日目でございます。昨日同様に、議員の方には具体的な質問に対して、明快な答弁を望むところでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番、黒田員米君、1番、日名由香君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。

残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをします。また、残り時間がなくなったとき、再度ベルを鳴らしてお知らせをいたします。

なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっております。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

おはようございます。7番、平澤一浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式にて一般質問をさせていただこうと思います。大枠3点の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

日常生活の中で何か取組を行なったときというのは、やって終わりではなく、振り返りを行い、次にどうそれを改善していくのか、それを考えていくということが大切であると言われております。いわゆるよりよくするにはどうするのかということです。これは自治体の運営においても同様であると考えております。この事業の結果を検証し、次の施策へと

生かしていく、そのことが重要であると考えています。

時に、この一般的な用語になってきたかと思いますが、PDCAという横文字があります。この計画、プランを立てまして、事業を実施いたします。ドゥーです。そして、その結果を検証し、これがチェック、これを議会が担っているのではないかなというふうに思っています。そのチェックを生かして、次にどうアクションを起こしていくのか、改善していくのかということが、よりよいまちづくりのために必要なサイクルであると思っています。なので、この今年度も予算編成がこの3月でされておりますが、それが事業実態、執行がドゥーであります。そして、決算審査を受けるときが来る。このようなサイクルを持っています。

昨年の11月になりますけれども、令和6年度の決算審査を行わせていただきました。河上委員長の下、令和8年度の予算執行に生かす、そのような予算審議となるようにと、審査とするようにということで、緊張感を持ってしたことを覚えています。そして、このチェックをさせていただいた。審査をさせていただいた。そして、委員会報告として委員長報告がなされました。それがどうこの3月の予算書に生かされているのか、改善されたものがどう反映されたのか、これを見せていただければありがたいなと思っていると、確認できたらいいなと思っているというのが、この1番目の質問の趣旨でございます。

1番目の質問を読み上げさせていただきます。

令和8年度予算の基本姿勢とまとめました。令和6年度の決算委員会の報告を受けて、どのような点に留意し、令和8年度の予算につなげたか、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、平澤議員の御質問にお答えをいたします。

予算の執行に関しましては、地方自治法第2条に示されているとおり、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定をされております。職員は、その意識を持ちながら日々工夫を凝らして、最少の経費の中で最大の効果が達成できるよう業務に取り組んでおります。

その中で令和8年度の予算編成を行いました。これまでも12月末の予算執行状況を確認しながら予算査定の一つの根拠資料として精査を行なってきましたが、今年度は担当部署との協議をより緊密に、少額であっても実績を考慮して、本当に必要な予算額が計上されているのか、その年度に本当に実施をしなければならないのかなど、細かい確認を行いながら近年まれに見る厳しい予算査定を行なっております。さらに、事業の規模や進捗状況、申請件数等などによって執行率が著しく低いものについては、それぞれの事務事業評価を考慮して事業に即した予算内容になるように協議を進めていかなければなりません。

これからも適正な財政運営を実現するために、より効果的で有効な予算の活用を目指して、また決算特別委員会の審査報告に付された意見を最大限反映できるよう、今後の予算編成にもつなげていけたらと考えております。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

執行部からの御答弁ありがとうございました。

今年の令和8年度の予算をつくるに当たっては、より細かな審査をしていただいたということをお言葉いただきました。ただ、このお言葉だけではなくて、議会として、私としてはそれが見える化する仕組みであったりとか、何かそのチェックする何かその仕組みのようなものをつくれなにかというふうに考えているところであります。その部分で何か議会とそして執行部側が織りなしてよりよくしていくための仕組みづくりについて、今年度、これからの決算審査等をよりよくしていく方法を見いだしながら進んでいければいいなというふうに期待して次の質問に移っていきたいと思います。

令和8年、新しく新年度予算がありました。令和7年度でも天満屋とのグループ提携がありまして、どのような活動をしてきたのか、それを踏まえて令和8年度も同じようにその力強く前に進めるためのこの提携であるというふうに思っておりますが、この令和7年度の成果を踏まえて、令和8年度のその天満屋グループとの提携、そして展望、そして町民に対してどのような利便性が、向上が望まれるのかということを知りたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、7番、平澤議員の御質問についてお答えいたします。

令和7年度から当町と株式会社天満屋で包括連携協定を締結し、吉備中央町のまちづくりに関することや魅力並びに観光情報の発信及び観光振興に関する事、農産物の魅力や付加価値の向上に関する事など、11の分野で連携していく協定を締結するとともに、天満屋から職員を派遣いただき、協定内容の実現を目指し、研究や検討を進めてまいりました。

お尋ねの令和7年度の成果に関しまして、まず先ほどの11の分野に関してどのような取組ができるのかといった研究を進めてまいりました。

その中で、吉備中央町には米、ブドウを中心とした価値の高い農産品や加工品があることから、販路拡大を目指した取組にチャレンジしていこうと天満屋岡山店で直売イベントを実施し、吉備中央町のPR及び農産品等の販売を実施いたしました。販売額につきましては、100万円超の売上げがございました。

次に、令和8年度は引き続き農産物の販路拡大のため、天満屋の知見や販路を活用し、東京で移住相談を兼ねた販路拡大イベントや東南アジアへの農産物輸出に向けたPR事業を展開するなど、これまで町のみではできなかった事業へ取り組んでいきたいと考えております。

また、観光協会を中心とした町の観光振興への取組や天満屋の接客ノウハウを生かした町の新人職員の研修など様々な分野で連携を進め、町の魅力拡大等につながればと考えております。

また、町が抱える課題の一つ、買物環境の改善に関しても、アドバイスを受けながら引き続き研究を行い、前に進んでいけるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

課長、ありがとうございます。

令和7年度、買物支援によって100万円ほどの売上げがあって、町の経済が潤ったのではないかなというふうには感じる部分ですが。令和8年度、海外へ、そして東京へとい

うことで目を多く、広い視野で見ているかと思いますが。例えばこの額的な目標であるとか、東京に売り出せば大体どのくらい売上げの見込みがあるのか、想定しているのか、海外に行った場合どのくらいこの吉備中央町に対して経済波及効果があるのか、どのような試算をされているのか、何か数字的なものがあればお答えいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えいたします。

現段階でそれぞれ事業を実施したときにどれぐらいになるかというような具体的な数字のほうは算出できておりませんが、天満屋の岡山店で物販をさせていただきまして、それまで吉備中央町と岡山で非常に近いところでありながら知らなかった、こんなに米がおいしいことを知らなかったとか、ブドウがおいしい、あるいはブルーベリーが産地なんですねといったような、多くの方に気づいていただけたというような手応えを感じておりますので、東京、それから東南アジアで初めて吉備中央町のPRをしながら農産物を手に取っていただいて、多くの方にまず知っていただくということが非常に効果があることではないかなと感じております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

御答弁ありがとうございます。

これから未知なる世界に農作物が行くというところで、なかなか数字的な、具体的な数字はお聞きすることはできませんでしたが、何らかの数字が、目標が、めどが立ったときには、また議会のほうに報告いただいて、よりよく、また議会も協力できるところはしていきたいというふうに感じているところです。

また、御答弁の中にありました買物支援については、新たな部分を天満屋さんとの提携によって何らかのことが行われるのではないかと期待して、また注目し続けていきたいと、そしてそれが地域の活性化につながっていくこの提携であるということを目を注いでいきたいと思っております。

そして、大枠3点目の質問に移らせていただきます。

図書館の整備についてになります。

町内には2か所図書館がございまして、その中において様々な貸出し等、うちデジ等の様々な取組がなされているかと思っています。

そして、いわゆるその中においても、その学習スペースの確保という面におきまして、この図書館が担っている役割というものは大変大きいものではないかなというふうに感じています。子どもたち一人一人にタブレットが行き渡る、そのような時代となりましたので、この質問のように上げられているような、何かそういうパソコンやそのタブレットの電源を確保するような取組であったりとか、そして自習をするような席をしっかりと確保できているのかということにつきまして、私たちこの町民としては、近隣の図書館を見てもみますと、高梁の図書館、美咲町の図書館、様々なところでの県立図書館の取組を見ていきますと、もっと利用率を上げるための方策が取れるのではないかと、そしてこの子どもたちだけではなくて、大人の学びの場としても、リスキリングする、そのような自己研さんする場所としても場所をどんどん活用していただく、そのような図書館の利用方法があるのではないかと。そのために、この質問のところに上げさせていただきました公民館に導入していただいたようなフリーWi-Fiの導入についてはいかがでしょうか。

そして、自習スペースをそのようにパソコンが使いやすい、置きやすい、ちょっと広げられる大きめの机で個人スペースが取れるような、そういうスペースの確保、そして長時間いれるようにその電源の確保のような展開を期待しているんですけども、町の方針としてはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

吉備中央町図書館におけるパソコン利用環境及び学習環境につきましては、かもがわ図書館及びかよう図書館ともに、岡山フリーWi-Fiのエリア内でインターネットに接続できる環境でございます。

自習スペースにつきましては、閲覧コーナーに3方が仕切られた個別で自習できる机をかもがわ図書館に5席、かよう図書館に4席設置しておりますので、利用者同士が対面に

ならず、落ち着いて学習できる環境となっているところでございます。

また、かもがわ図書館の自習可能な机は机ごとに電源がありますので、パソコンなどの電源コードを差して使用できる環境が整っているところでございます。かよう図書館につきましては、個別自習机に電源がないため、今後、利用者ニーズや利用実態を踏まえながら電源の確保について検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、町民の皆様の御意見を踏まえ、本来の図書館が持つ役割に加えて、どなたでも気兼ねなく訪れていただき、交流の場やほっとできる空間になるよう施設整備も含め、鋭意取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

御答弁ありがとうございます。

この岡山のフリーWi-Fiが入っているという御答弁をいただきましたけれども、何かこのWi-Fiの何か弱さを訴えている住民の方もおられまして、それがいわゆる図書館のどこら辺までフリーWi-Fiがしっかりと届いているのかというのがあったために、何かもう少しWi-Fiの環境をよくするための調べるところからでも構わないので、現状の確認をお願いしているところでございます。

そして、その後、かもがわ図書館につきましては、移転が決定している部分ではありますので、その新規移転する際には、よりよい図書館となれるように、今も設計をしているんでしょうし、なかなか大きく変えることは難しいかもしれませんが、小さな取組で何かできることであれば、よりよく、今あるかもがわ図書館よりよい状態で移転をしていただければいいなというふうに考えているところでございます。

ぜひ、今回、3つのテーマでお話を、質問をさせていただいた、どれもよりよくするためにはどうしたらいいのかというテーマを持って今回質問をさせていただきました。それぞれの今あるものをよりよくしていくため、執行部の皆様におかれましては、本年度の予算を立て上げていくためにも本当に苦慮されたのではないかなというふうには思いますが、ぜひそのようなよりよくするという思いと一緒に議会としても持って、一緒に構築できたらいいなというふうに感じています。この3つのテーマ、ぜひ今年度注目してまいりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上をもちまして7番、平澤一浩、一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

これで平澤一浩君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

議長の御指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、ふるさと納税、それから閉校6小学校の関係、それからデジタル田園健康特区、水道管の老朽化、それから移動投票所、それからPFASの件について質問をさせていただきますが。質問通告が早くなったこともありまして、予算の今年度の編成がまだ分からない段階であるとか、その後事態が動いたこともありまして、質問通告が少しその後の進展に沿ってないところがありますので、その点については少し考慮して質問をいたしますので、あらかじめ御了解をいただきたいと思います。

それから、昨日来、同僚議員から同様の質問が幾つかありまして、その点も考慮しながら、踏まえて質問をいたしますので、できるだけ簡潔にやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、ふるさと納税の関係と、それからそれに関連する米づくり農家応援事業についてでございます。

ふるさと納税制度を活用した地域活性化の取組というのは、平成26年、町内産のコシヒカリを選定して送るということでしたが、これはそれ以前から幾つかの5品目ぐらいのことをやりましたけども、これは山本町長就任当初、主導を持ってやられた制度で、大変これは生産する農家にとっても、町の農業振興にとっても、また町の知名度の向上にとっても大変成果のある取組だったと認識しておりますが。御承知のように、残念ながら、これが指定団体の取消しを受けることになりました。私としても、これは本当に残念の極みであります。しかし、これは真摯に受け止めなければならないということで、次のステップに向けてどうするのかということで、この指定取消しの2年間についてどうするのか、質問をさせていただきたいと思います。

まず、大体の取組、この2年間ですけれども、質問に上げております買取価格、数量、品種、買取期間、またこの2年間の次に向けたステップの取組ですけれども、昨日の同僚議員への答弁で、もし私がこれが聞き取ったことが間違っていたら、それも含めてお答え

をいただきたいと思います。

まず、買取り価格については、2万円から2万5,000円で市場価格を参考にする。数量については、現在協定を結んでいる泉大津市と協議調整中であるけれども、従前のふるさと納税の数%ほどではないか。それから、品種についても、コシヒカリが基本だと思いますが、泉大津の求める特別栽培米などのことについては協議調整中であると。それから、買取期間についてはまだ未定であるというような答弁でございましたけども、その点について、もし私の聞き取りに誤りがあったら御指摘をいただきたいのと、その他泉大津市以外についてはどのように考えているのか、代替の手段の何か候補があるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、金額、数量等であります。先にお答えさせていただいたとおり、今現在、泉大津市とは協議中でありまして、はっきり決まったものはございません。また、品種あるいはどういったお米になるということも、今現在、協議中でありまして、

また、ほかの団体との協議ということもございまして、米がつなぐ首長協議会というのが令和8年度に結成される予定でございまして、そこへ泉大津市以外の消費地も入る予定で現在協議のほうが進められておまして、これがどのように広がっていくかということも、令和8年度に協議が行われるということになりますので、まだはっきりとしたものはないというのが現状でございまして、

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

まだ未定の部分が多いということでもございましたけども、できるだけ販路の開拓に努めていただきたいということをお願いします。

それから、この2年間、次に向けての代替の取組についてどのように計画しているのかということですが。昨日の同僚議員の提案にもありましたように、この2年間は雌伏の期

間として次に再開したときのよりバージョンアップされた取組をする、そういう検討をぜひともしていただきたいと思うんですが、協働のまちづくり推進会議というのがありますが、このあたりのことについて、この2年間、次に向けた何か準備を今御検討されている、あるいは考えていらっしゃるらお答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

先ほどの令和8年度に泉大津市よりも多くの自治体との協議会の中でより広い販路が見つけれるよう努力するということがまずあります。それまでは、なるべく今あるような、例えば町として多くの数量が出せるような販路にまず皆さんでしっかり出していただいて、2年後にふるさと納税が復活になったときにはそこへつながるように、皆様方には米作りを続けていていただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これは要望でございますが、検証会の報告にも提言8で少し触れております。昨日も同僚議員から指摘がありました。この2年間、雌伏の期間で、次のバージョンアップのことをぜひとも。私としての意見としては、昨日もありましたように、競争する、コンペティションではなくて、共に創っていく、共につくっていく、共に創るです、共創、コクリエーションというような観点から、新しいバージョンアップの品種も含めて、特別栽培米、無農薬米ということについても十分、この協働のまちづくり推進会議にもっと若手の人、次の新しい時代にどういうふうなニーズがあるかということも加えながら、ぜひともそういうふうなことを準備していただきたいというふうに思いますので、これは要望として申し上げておきたいと思えます。

それから、もう一つ、頑張る農家応援事業、このふるさと納税の寄附金が大体8,000万円から1億円弱の収支で町の財政に貢献してきました。これを原資に頑張る農家応援事業、3,000万円組まれて農家としてありがたい事業だったんですが、残念ながら今年度は500万円減って2,500万円になっております。これについて、この2年間の凍結の期間の原資の問題と、なぜ2,500万円で500万円減ったのかについ

てお答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

頑張る農家応援事業補助金は、議員御指摘のとおり、ふるさと納税の基金を財源として行なっており、現在の制度では令和5年度から令和9年度までの時限立法となっております。町としましては、農家の方々が安心して生産を続けられるよう、引き続き頑張る農家応援事業補助金制度を継続する考えでございます。補助金の支給を安定させることで農家の方々の経済的な不安を軽減し、生産意欲を高める取組を続けてまいりたいと考えております。

なお、500万円今年度減った件につきましては、予算査定の折に、令和7年度の執行状況、今現在2,000万円少々の交付決定となっております。制度開始の令和5年度、制度が変わるタイミングでは非常に多くの要望があるんですが、年々減少しているような状況を鑑みて、本年度はスタートとしましては500万円減らした状態での制度設計となっております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

実績で500万円減らしたというような御答弁だったと思いますが、予算調査の中ではこの事業については、頑張る農家応援事業については継続するというふうなことをいただいているんですが、これは継続するという事は、方向としては今の段階では変わりはないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この補助金制度につきましては、私何度も言ってますように継続します。ただ、これ、

5年間というのがあります。5年間たっていないので、500万円減ったのは、あくまでも早めに手を挙げられたということで、申請する件数が若干減ってきてると。また、来年になれば、もっと減ると思います。そういうことで、実態に合うように500万円減ったということでもあります。ただ、5年間はさせていただきます。また、新たな5年後については、そのときの状況で、私はやはり必要をとされる方が多いと思いますので、そういうようなことも考えまして、そのときに結論を出させていただこうと思います。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

閉校6小学校の活用でございますけども、閉校した学校をどう活用するかというのは、基本方針に基づいて進めていると承知をしておりますけども。最寄りの小学校については大体分かりますけども、全町的に今6小学校がどうなっているのか、現状と取組、今後の取組の予定についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、山崎議員の御質問についてお答えいたします。

閉校した6校の跡地活用につきましては、吉備中央町学校跡地活用基本方針に基づき、地域住民のニーズを最優先に考えて進めているところでございます。議員がおっしゃるとおり、6校の活用に関する進捗状況はそれぞれ異なっております。現状と今後の取組予定について申し上げます。

まず、現在、既に活用中の吉川小学校跡地につきましては、吉川地域活性化協議会において令和6年度から令和8年度までの期間で農林水産省の農山漁村振興交付金を活用し、閉校となった学校を都市農村交流の拠点として整備することを目指して活動を進めておられます。

次に、下竹荘小学校跡地及び津賀小学校跡地についてですが、令和9年度に行政機能等を一部移転する予定で調整を進めております。

下竹荘小学校跡地においては、教育委員会事務局、子育て推進課、地域包括支援センタ

一、公営塾、社会福祉協議会事務所等を移転することとし、令和7年度に設計を終え、必要な施設改修工事を令和8年度内に実施する予定で進めております。

津賀小学校跡地においては、加茂川庁舎機能等の移転として加茂川総合事務所、定住促進課、かもがわ図書館及び津賀公民館を移転することとして現在必要な設計を行っており、令和8年度中に施設改修工事に着手する予定で進めております。

次に、上竹荘小学校跡地についてですが、現在、地域の有志団体から提出された活用提案を基に、地域の皆さんと一緒に最適な形での活用方法を考えるため、住民説明会などを含めた検討がなされていると聞いておりますので、令和8年度においては地域住民の皆様意向を踏まえた跡地活用の方向性を町として検討してまいりたいと考えております。

最後に、御北小学校跡地及び大和小学校跡地についてですが、令和7年度に文部科学省ホームページのみんなの廃校プロジェクトにおいて施設情報を掲載し、民間事業者への広報を進めてまいりましたが、問合せ等もないことから、令和8年度においては早期に公募型プロポーザルを実施し、民間活力を活用しつつ、地域の意向を踏まえた活用提案を広く募ることとしております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

津賀、下竹については、もう多くの方が御存じと思いますが、数千万円を投じて行政機関あるいはその関連施設の移転ということをお答えいただきました。

基本的にまだこの段階で決まっていないのが、御北小、上竹小、大和小だと思われませんが、この未活用、まだ決まっていないところについてのこの決まるまでの間の施設管理、維持管理は誰がどのように、これは普通に考えると所有者の町だと思うんですが、これはどのようにするのか、具体的にどこまで決まっているのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

閉校した旧小学校につきましては、現在、定期的に通水や換気、除草などを実施をして

おります。来年度につきましても、引き続き実施をしていく予定でございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

町が主体的に維持管理を担うということでしたが。

次に、この担うための電気代とか草刈りとか、いろいろ最低限の維持管理費が要りますが、これは予算調査の中では合わせて大体1,000万円ほどの予算を組んでいるということでしたが。8年度行なって、9年度また決まらなかったら困りますけども、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

必要な維持管理につきましては、今後の跡地活用において幅広い活用方法の検討や協議が可能となる状況を維持するため、引き続き実施をまいります。

しかし、令和9年度以降につきましては、跡地利用の状況等に応じて再度検討していくことになろうかと思えます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

3番目ですけども、跡地利用に関して、この通告後、3月4日の全員協議会で説明文書が示されました。これは大変厳しい方向での報告だったと思うんですが、消防法、それから建築基準法等々でほぼ使えないというようなニュアンスの、大変それを使うためには経費もかかるというようなことで、法令的なものでもクリアしなきゃいけない手続もあるということでしたが。これに関して、同日、後で、私もよく要望、スポーツ団体、さっき申し遅れましたけど、運動場については使えるということでした。屋内施設です、体育館等、校舎等々ですけども、これについては先ほど申し上げたようなことでなかなか厳しいということ、私もそういうスポーツ団体にも関係しておりまして、実はもう使えないということが同日、3月4日付で発送されております。これについて私も幾つか、消防法、法建築基準法等々について調べました。これについて、私の調べた範囲では、工夫次第で使えるのではないかというふうに思っておるんですけども、この厳しい内容を示された3月4日の全員協議会の資料及び各団体へは、何か使えないようなことの記

述もあったんですが、このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

引き続き利用できるのかというところでございますが、施設の利用においては、小学校の閉校に伴い、消防法及び建築基準法では学校という用途から、使用の目的によって集会所でありますとかスポーツ施設などの別の用途に位置づけられるというふうなことを確認しておるところでございます。

これまで閉校後の小学校におきましては、地域のニーズに応じて地域住民の方が継続的に最大限活用できるよう模索をしてみましたが、現在のようにスポーツ団体あるいは地元の団体等で不特定多数の方が利用する場合、消防法及び建築基準法の各種法令に従い、新たな設備の設置や改修が必要であるとあるというふうなことが分かり、校舎等の建物においては現在の形態のままで引き続いての利用を中止せざるを得ないというふうなことになる次第でございます。

なお、先ほどおっしゃられたように、屋外運動場につきましては引き続き利用することは可能でございます。

旧小学校施設を利用し、活動しておられる団体におかれましては御不便をおかけをいたしますが、何とぞ御理解をいただき、現小・中学校やスポーツ公園、また公民館施設等の御利用を御検討していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

次の質問と今重なった部分もありますけども、学校施設から普通財産になったということで、御説明のように消防法とか、あるいは使いようによって福祉施設だったらバリアフリーとか、特に建築基準法の用途変更の関係でございますけども、私も専門機関にも聞きました。

現在、この過去20年間ぐらいに小・中・高、全国で約1万校ぐらい閉校になっております。それで、文科省は、閉校になったところといたしたらどうしても過疎のところ、なかなか再生活用が難しいということもありますが、いろいろ地域の要望に応じたり、ある

いは法令はあるけど手順の簡素化ということも文科省は考えているようでございます。

そういう意味で、この普通財産になったことによって、先ほど御説明のようなことでも、建築基準法、特に87条に用途変更のことが記されておりますけども、これは県のほうとの協議が必要で、県の許可が必要でございますけども。先ほど施設によってそれぞれあるとおっしゃいましたが、これ、一つ、消防法の関係でいえば、体育館、校舎についても、火気を、火を使用しないところはスプリンクラーは必要ないと聞いておりますけど、その点はまずいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

大枠で回答をさせていただきます。

建物の用途の設定についてでございますが、これ皆さんもう御存じだと思うんですけども、それぞれの目的に応じた安全基準を定めて利用者の人数や災害リスクが変化する際に法的な安全性が担保をされているのかを確認し、事故を防ぐこと、いわゆる利用者の安心・安全を確保するということが目的でございます。その中で、もちろん適法な範囲で使用していただくということについては構わないと思っております。実態として使用する目的によって整理をした上で、法的に問題なければ、その範囲内で使用していただくということになろうかと思えます。

ただ、用途変更をする予定はございませんので、限られた条件の下での使用になることが予想されます。目的や用途、どのような範囲で誰が使用するのか、また体育館の形状や校舎の立地条件、それぞれの設備の条件など、様々な要件によって判断が異なろうかと思えます。この判断につきましては、専門家の建築士が行うこととされておりますので、そこについては今後可能な範囲で確認をしてまいらなければならないというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

用途変更の今予定はないというふうな答弁だったと思いますが。これについて特に工夫をして、例えば体育館だけ、今、大和もほかのところも体育館を使ってスポーツをやっ

おります。あるところで聞いたら、もうこれが使えなかったら、その団体を解散しようかというような、これは地域の火を消すことになりますね。これ自体、できるだけ前向きに用途変更を考えていただきたい。

用途変更について、先ほども答弁いただきました。建築士の判断というのは、設備等々を見て、不特定が利用するとき安全性が確保できるか、あと消防の問題、様々な問題がクリアできるかでありますけども、基本的にはこれは首長がそのように地域振興、さつき地域の要望に沿うということでしたけども、用途変更予定は今のところないということでしたけど、町長にお尋ねしますが、地域からこういうことでスポーツ振興、要望をしたときに、これは町長の腹一つでぜひとも答弁いただきたい。この前教育委員会から説明を受けましたけども、上竹のスポーツ公園の体育館が、これは老朽化で閉鎖をすると。あわせて、下竹のほうも令和8年度中にというようなこともありました。ただ、今、未活用の、決まっていない御北、上竹、大和、それぞれ地域の要望で調べて用途変更について、建築士を入れなきゃいけませんけども、こういうことについて、町長は地域の火を消さないために、ぜひともそういうふうな地域で活用する姿勢を持っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（西山宗弘君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

学校という用途から普通財産に変わって、用途が変わって使えなくなったということは、大変御不便を感じてるなというのは私も承知をしております。ただ、根本的に廃校につきましては、全て校舎も体育館も含めて跡を活用をすると、活用できなかったものについては、古いものについては撤去するとかというような大きな方針がございます。ということは、今、そのような方針で行ってるさなかに一部分だけ用途変更ということは、今考えることは私は思っておりません。

ただ、不便になった方は、ぜひ、今ある中学校であつたりとか、残った小学校等々、そしてスポーツ公園等の体育施設を活用していただければと思います。現実には、もう既に以前から加賀中学校の体育館等々も使われている方もおられますので、ぜひそのような使えるところを使っていただくと。そして、今残った廃校につきましては、新たな利用をされる方の公募をするというのが、今取るべきスタンスだろうと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

用途変更をする予定はないというような御答弁で、大変これは残念でございますけれども。例えば中学校を使うとか、私もスポーツ団体にも関係しております、使えないとやむなく使う、狭い、いろんなことです。それから、御北、上竹、大和がありますけども、それぞれ建築年数も違います。活用できるところもあります。今、ここで答えたのに、町長に答えをひっくり返せというのはなかなか困難だと思いますが、現状の体育館の施設を見ていただいて、地域の要望があったら、それでその地域の火を消さないために、例えば体育館だけであるとか、幾つか次の方針が決まるまで、用途変更について、さっきの御答弁でしたけども、ぜひともそういう地域要望とか、あるいはスポーツ団体等々の要望があったら再考していただきたいと、このように思います。

これはスポーツをしていた方なら分かりますが、一月、二月休むと、いろいろスポーツしとる者としては大変技量も落ちてきます。そういう意味で、私としては、各小学校の老朽化の程度を見ながら、町長は廃校という言葉が使われました。私は、今のところ、廃校じゃない、閉校だというふうに思っておりますので、その点について、小学校の現状、各、今閉校に小学校の現状を見ながら、きちんとそういうふうな要望に応じて、建築基準法の用途変更について再考いただいて使えるようにしていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。答えがあるんですかね。何か。町長がそう答えたんで、そういう。とにかくこれは強い要望でございますので、よろしく願いいたします。

それから、次のデジタル田園健康特区のことでございます。

これについては、令和4年度からずっと始まっているいろんな事業をやりました。昨日の同僚議員の質問、答弁で担当課からは、ちゃんと成果について客観的に定量化、定性化という言葉が使われましたけども、そういう評価をすべき時期に来ているということでございましたけども、具体的にお尋ねします。

まず、タイプ1ということでやった鳥獣対策DXについて、現在、どのような活用状況になっているのか、それから先ほども申し上げました事業の効果、今、もう評価ができていけるのなら、評価についてどのような今見解をお持ちなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えします。

鳥獣対策DXの取組状況でございますが、鳥獣害対策クラウドにつきましては、現在も有害鳥獣捕獲補助金の交付事務等に活用しており、捕獲実績の把握や事務の効率化に資する運用を継続しているところでございます。

次に、わな監視装置につきましては、有害鳥獣捕獲許可者に貸与し、捕獲おり等の見回り負担の軽減及び捕獲者の安全確保につなげております。また、監視装置の導入を希望される方に対しては、導入補助制度を設けることにより支援を行なっており、効率的な捕獲活動の支援を図っているところでございます。

次に、ドローンの活用につきましては、有害鳥獣の追い払いや搭載しているカメラによる鳥獣の発見に努めております。

最後に、ジビエ事業化につきましては、国の補助制度の上乗せを活用し、既存のジビエ処理業者へのイノシシの搬入を促進してまいりましたが、現在は豚熱ウイルスが町内に蔓延しており、捕獲した個体のジビエ利用につきましては可能な限り避けることが望ましいとされていることから、ジビエ処理業者への搬入頭数が減少しているのが現状でございます。

続きまして、鳥獣対策DXの各取組につきましてはの效果、評価でございますが、こちらにつきましては一定の效果は現れているものと認識しております。鳥獣害対策クラウドの活用により捕獲情報の一元管理が可能となり、補助金交付事務の効率化や捕獲実績の迅速な把握につながっております。

補助金交付事務に係る担当職員の事務従事時間につきましては、本システムを導入いたしました令和4年度に検証をした結果、導入前には27時間要していたものが、導入後には9時間に減少いたしました。年度や月によって捕獲頭数はまちまちでございますが、事務の省力化及びデータに基づく対策検討の基盤整備という点で意義があるものと評価しております。

わな監視装置につきましては、現在50台を導入し、47台を貸与しており、効率的な捕獲活動に寄与しているものと考えております。また、貸与及び補助制度による導入支援により見回り負担の軽減と安全性の向上に努めており、担い手支援の面でも一定の效果があるものと考えております。

ドローンにつきましては、現在、ドローン搭載のカメラを活用して有害鳥獣の探索飛行を実施しておりますが、こちらのほうはイノシシ等の個体の発見には至っておりません。また、針葉樹の山林では落葉が少ないため、見通しが悪い点が課題となっております。ドローンの活用は効果的な個体発見につながる可能性を有していると考えしておりますので、引き続き操縦技術の向上と経験の蓄積が必要であると考えております。

最後に、ジビエ事業化につきましては、豚熱ウイルスの影響により捕獲頭数の激減、感染拡大防止のための個体の移動制限もあり、搬入が減少している現状で、現時点では当初想定していた効果を十分に発揮できていない状況でございます。

鳥獣対策DX事業につきましては、捕獲の効率化及び体制強化に向けた基盤整備として一定の効果はあるものの、引き続き運用改善と効果検証を行いながら、より実効性の高い取組へ発展させていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

交付事務については多少私も効果があったのではないかとと思いますが。

まず、ドローンですけども、引き続きということでしたが、ドローンについて、この5,400万円の中でどれぐらいかかったのかということと、費用対効果の問題で、今後、投下した実装したもののランニングコストというものを考えると、全体的、総合的な評価について、鳥獣対策DXというのは十分貢献したとお考えでしょうか。そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

ドローンに関しまして、すみません、正確な導入費用が今手元にはございませんが、600万円を超えた金額が導入経費としてかかっております。まだドローンを活用して個体の発見に至っておらず、経費に見合う効果というのはまだ実感はできておりませんが、追い払いや発見等の困難な山林において有害鳥獣の発見の可能性があるということと、ま

たドローンの飛行に関しましては職員の操縦技術の向上と技術の蓄積が必要でありますので、引き続きこちらのほうは検証を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

運用するに当たり、今後のランニングコストと総合的な評価についてお答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

ランニングコストに関しましては、機体はもう既に購入しておりますので、飛行の際の事故に係る保険の費用、それと飛行する時間帯にもよりますが、夜間飛行になる場合には人件費の超過勤務、それから日中につきましても、飛行には複数人必要になってまいりますので、2人ないしは3人の随行ということになりますので、その人件費等がかかるものと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

総合的に、さっきデジタルの担当課の課長が先日も費用対効果のことも考えなければならぬとおっしゃってんで、費用対効果の総合的な評価についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

費用対効果、議員もおっしゃられたところでございますが、検証として現在はまだ有害鳥獣の発見等に至っていない現状を鑑みますと、今、費用対効果としてはもうほとんど効果がない状況ではございますが、猟友会等の方々の人数の減少や高齢化等のこともございます。まだ始まって三、四年しか経過しておらず、十分なノウハウの蓄積もできておりま

せんので、事業の目的を達成できるように引き続き検証してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

続いて、交通DXについてでございます。

通告に書いております中のマイクロEVは残念な結果になりましたが、それ以外のMa a Sコンソーシアムバスロケーションからオンデマンド交通のそれぞれ現在の活用状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

Ma a Sコンソーシアムにつきましては、令和5年度には国庫補助金を活用し、デマンド型乗合タクシーの夜間便や受付窓口の一本化に関する実証実験を実施をしております。さらに、令和6年度におきましては、コンソーシアムのメンバーを対象に、吉備中央町の公共交通に関する基礎的知識を学ぶ勉強会を開催し、公共交通に対する理解の促進と関係者間の情報共有を図ったところでございます。

また、バスロケーションは運行状況の可視化及び遅延情報の把握、オンデマンド交通システムは予約受付、配車調整、運行ルート及管理及び利用実績の把握にそれぞれ活用しております。

なお、マイクロEVに関しましては、令和5年度をもって事業を中止をしております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

次の②と書いております、6,040万円だったと思いますが、総額、そのうち、マイクロEVの返却で、おおむねここに書いてあります、マイクロEVを除く実装費は5,000万円というふうに表示しておりますけども、さっきの費用対効果について、現

段階でどのように評価されているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

Ma a Sコンソーシアムにつきましては、公共交通デジタル実装プロジェクトの中心となり、デジタル技術を導入をいたしました、その後も勉強会や情報共有を通じて交通施策に関する知見を得ることができ、今後の交通体系見直しに向けた検討材料として一定の効果があつたというふうに評価をしているところでございます。

続いて、バスロケーションにつきましては、運行状況の可視化により利用者への情報提供機能の向上と運行面での状況把握に効果があつたものと認識をしております。

また、オンデマンド交通システムは、予約、配車の効率化、利用データの蓄積により運行実態の把握と効果的な運行体制の構築に寄与し、その結果、それぞれの利用者の増加につながつたものと評価をしております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

実装されているものでより有効な活用をお願いしたいと思います。

そういった令和8年度の事業計画で、予算調査の中では、8年度の新規事業は予定していないし、予算要求もしていないということでございましたけども、その点について、この当初予算以外にも8年度、何かそういうふうな新たなこの事業計画があるのか、ないのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、御質問にお答えいたします。

町では、これまでデジタル田園都市推進事業に取り組み、国からの交付金を活用して様々なサービスを実装してきたところでございます。この国の交付金に制度は毎年見直しが行われる傾向にありまして、令和8年度に関しましては、新たに地域未来交付金制度要

綱が令和8年2月4日に示されたところでございます。

議員御質問の令和8年度の事業計画及び予算規模についてですが、地域未来交付金の事業メニューを精査した結果、新たな交付金事業の申請は見送ることとしております。

このため、令和8年度当初予算要求には、国のデジタル実装型タイプVに関する交付金は計上しておりませんが、これまで実装してきましたきびアプリなどのサービスの利用促進とさらなる機能充実に向けた取組は継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

この中で先ほども触れましたけども、新規には今のところないということですが。費用対効果、今までした事業、この全てです。定量的、定性的評価ということを昨日の答弁でもおっしゃってましたが、これはぜひとも要望ですけども、この評価を行う際に、先日お答えいただきました例えばきびアプリの登録者が3,035人、あるいは買物支援が3,729人ということでしたけども、きびアプリ登録者の数、私もいろいろ実態を聞いております、登録者の方の、このアクセス、実際どのように使われているか、また買物支援についても他の小売業者の町内の公平性等々についても十分評価の対象に加えて、総合的なこの実装されたものの評価をお願いしたい。ランニングコストが6,400万円ぐらいだと思いますが、かかっておりますので、公平性あるいは今後の将来に向けた効果についても十分お考えになって評価を下していただきたいと思いますので、要望しておきます。

続いて、水道管の老朽化でございます。

これについて、昨日も質問、答弁がありました。

○議長（西山宗弘君）

山崎議員に申し上げます。

すみません。質問の途中なんですけれども、休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。すみません。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。すみません、55分までです。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、山崎誠君の一般質問を続けます。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

じゃあ続いて、水道管の老朽化対策についてお尋ねをいたします。

近年、上水、下水もそうですけども、道路陥没など、近隣でもいろいろ事故が起こっております。昨日も同僚議員から質問がありました。

まず、第1点目の老朽化の現状についてでございます。

昨日の答弁では、総延長は町内570キロ、そのうち約20%、110キロぐらいが耐用年数を超過しているということでございました。耐用年数は、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管、それぞれ法定では40年。40年たったからすぐ、破損するというものではないでございますが、これは答弁いただきました。老朽が原因の事故や断水は年間何件ぐらいあって、またそれは増加傾向なのか、そのあたりのことをお答えをいただきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、お答えいたします。

管の老朽化による事故や断水は年間何件あるか、またそれらは増加傾向にあるかということでございますが。過去3年間の修繕実績でいきますと、令和4年度が25件で、うち断水が1件、それから令和5年度が21件、令和6年度が36件で、うち断水が1件でございます。本年度ももう既に27件発生しており、今後も年々耐用年数を超える水道管が急激に増加することは承知しておりますので、件数や修繕費用も増加していくことが予想されます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

承知いたしました。

老朽化対策でございますが、昨日の答弁でちょっと安心しました。アセットマネジメント調査で調べると、アセットマネジメント調査という計画というのは、財政の問題、安全性の問題、人口減少への対応等々について現状把握や目標設定をしてこうした実施計画を定めるということでございましたけども、そして事後保全から予防保全へということを総合的に考えた計画だというふうに出ておりましたが、少しそのあたりについて、アセットマネジメント計画の概要について御説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

昨日も説明させていただきましたが、アセットマネジメントの概要についてでございますが、内容といたしましては、本町の上水事業の計画的な施設の更新を目的とし、第1項目として資産の現状把握について、第2項目として将来の見通しの把握について、第3項目として更新事業の見通しについて、第4項目として財政収支の見通しについてを主に取りまとめた計画内容となっております、今後の施設更新の重要な資料となっております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

質問2ですけども、アセットマネジメント計画の中の概要だけを説明いただきましたけど、水道課の中に遠隔管理システムというんですかね、その管理システムがありますけども、まず、今ITが進んでますけども、その管理システムの中でIT機器はどのように、もう既に進展して、もう人手は要らなくてちゃんと検知できるとかというふうになっているのかということのITの進展の現状と、それからこのアセットマネジメント計画にはこの統括システムも全体のこの改修計画とか更新計画に入っているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、お答えいたします。

I Tが組み込まれているかという点でございますが、今既に遠隔監視装置で人が現場に行かなくても見れるようになっておりまして、I Tは使用しております。

それから、アセットマネジメント計画にそういった更新が含まれておるかということでございますが、昨日も説明はいたしました、令和8年度からN T T専用線廃止に伴う関連設備の更新ということで監視装置のほうの更新も行いますし、それから11年度から老朽化した石綿管の更新を順次進めていく予定にしております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

この前、予算調査で遠隔監視装置の更新としては2,750万円ぐらいが組みまれていると思いますけども、もう少し詳しくどういうことを換えるのか、更新するのか、ただ老朽化したから同じ物に換えるのか、何か新しい機能がつくのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、遠隔監視装置の更新についての内容ですが、今現在使用しております遠隔監視装置については、旧賀陽地域を管理するシステム及び旧加茂川地域を管理するシステム並びに上水、吉備高原都市周辺を管理するシステムの3つの管理システムで運用しております。そのうちの加茂川地域のシステムや、それから賀陽地域のシステムについては、導入から15年以上が経過しておることから、N T T専用回線廃止に伴う設備更新とともに遠隔監視システムの更新を計画しております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

断水等々の早期発見と安定な送水にこれからも計画的に対処していただきたいと、このように思います。

続いて、移動投票所についてでございます。

移動投票所は、もう私が言うまでもなく、2016年の参議院選から始まったそうでございます。期日前投票の一形態としてということでございますが、全国的に、我が町のもそうですが、投票率の低下、その原因は様々あるかと思いますが、投票所まで行けないということとか、今回の衆議院選では北国の雪の問題も出ました。調べましたら、この2月の投票、選挙における移動投票所の数はまだ総務省の集計は出ていないというふうにネットで見ましたが、前回の2020年では156の自治体で採用されているそうございます。

この移動投票所について、町ではこれまで検討したことがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

現時点では、具体的に導入に向けたメリットやデメリットを詳細に検討したことはございません。しかしながら、移動期日前投票所については、過疎地域、特に交通手段が限られている地域における投票の機会を確保する手段としては非常に有効であるというふうに認識をしており、仮に導入したとすれば、その地域の住民の方々にとって投票しやすい環境を提供することができると考えております。

ただし、事務に係る人員や立会人の確保、移動期日前投票所を設置する場所の選定など、多くの課題が発生するというふうに考えられます。今後の社会動向を踏まえ、どのような形で住民の皆様にとって最も適切な投票環境を提供できるか、慎重に検討をしたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

質問②に導入の考えはあるかということにしておりましたけども、今の説明では、いろいろ関心はあるけども、まだ具体的な検討はしてないということでございましたので、今後、投票というのは国民主権、一人一人の国民の権利であり、それをできるだけ保障していくというのが行政の役目でもございますので、投票率の向上と併せて、これにも関心を

持っていただき、投票をできるだけしやすいような環境づくりに努めていただきたいと、このように思います。

続いて、水道水の水質基準、これは町長が施政方針でも触れておられましたが、実はここで書いてありますように、この4月から水道水の水質基準が暫定目標値から水道法上の水質基準になります。

実は、この50ナノグラムパーリッターを決める過程で、これを所管したのは食品安全衛生委員会のPFAS部会でございますけども、これを決める過程で政府系のシンクタンクが内外の論文を全部ピックアップして、それが3,000弱です、2,967だったと思いますけども。その論文のうち、257の論文というのを食品安全委員会にこれがいい、これが重要な論文だというのを提示したところ、蓋を開けてみたら、そのうちの重要論文190本が落とされて、あと201本が追加されて、審査されたということが報道もされており、これは国会でも問題になりました。

町長にお尋ねいたします。この審査過程については御存じでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

多分言われてるのは、CERIですよ。一般財団法人化学物質評価研究機構が論文選定検討会でされたのが257件という、その数字だろうと思いますが。それがいろいろ変遷して、評価書に268本落とされてあるようですが、その経過というのは、私は当然その場にもいませんので、承知はしていません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

私も国会の情報とかをちょっと見たぐらいで、お名前も、川田龍平議員がいろいろ。町長もこういう事実があったとことは御存じだったと、今の答弁で思います。実は、国会のやり取りでは、このPFAS部会の中で24回の非公開、秘密会が持たれて、論文差し替え、7割以上の論文差し替えがあったようでございます。

私は、最近のPFASの諸動向を国際的に見ますと、アメリカは、もうおととしの4月に水道水の基準を4ナノ、PFOA、PFOS単体、ヘキサンスルホン酸は10ですけど

も、4ナノに決めておりますし、欧米はほとんど4ナノ、2ナノというふうに、欧米と欧州はもう規制を強化しております。

そういう意味で、50ナノというのは緩い数字にだと思えます。これは、これから様々な生活の中で、水はもう生命の源泉ですので、このことについて町長がお答えできるかどうか、私はこれは50ナノは諸外国、国際基準等から見て緩過ぎると思っているんですけども、これについて御見解をお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この数値の決定につきましては、国の機関の有識者の方々、専門家の方々いろいろな面からしっかりと議論されて、その上での水質基準値の決定だろうと思えます。それに関しまして、私が気持ちとして高い、低いというようなことは今のところ言うべきでもないし、正式にこうされたものですから、その数値をしっかりと守るということに尽きると思えます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

私は、円城、思いもかけぬというか、円城で起きた事件がありまして、私はこの3年間それを隠していたというか、それは撤回します、それをちゃんと知らせなかったのが問題だと思いますが。公費での血液検査の決断というのは、健康への影響についてとして大変全国的にも大きなことだったと、大変な苦労があったと思えますけども。

それで、今、例えば20年前に問題になったオハイオ州デュポンですけども、このときの被害者の平均の血中濃度が83ナノグラムパーミリリットルです。それから、去年、話題というか大きな問題になりましたベニスあるヴェネト州の住民、34万人おりますけども、ここでは65ナノでした。

円城については、円城地区の521人だけを見ますと、171.9という大変平均値が高い数字が出ております。そういう意味で、大変健康を心配しております。私は、この円城、特に将来の子どもたちの健康影響、この水道水についても大変私は緩過ぎると思っておりますので、これについて、19日、あさってですけども、議会が休会になりましたら内

閣府環境省へこれを見直すべきではないかということで、及ばずながら力をその行動をして尽くしたいと思っておりますので、町長についても健康影響についてPFAS、十分御配慮いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

4番、高森学君。

○4番（高森 学君）

4番、高森です。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を一括方式にてさせていただきます。

それでは、今回の質問事項は、吉備中央町の污水处理行政について質問させていただきます。

何年か前には、私は職員として長らく污水处理行政に携わっていたにもかかわらず、このような質問をすることにつきましては、心苦しく、大変申し訳なく思っております。しかしながら、住民の方から何度か相談や質問、要望をいただいております。何とか改善につながればと思ひ、質問をさせていただくものであります。どうか御容赦いただきたいと思ひます。

通告書にも記載しておりますように、吉備中央町の污水处理普及率は、公共下水道や農業集落排水の集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を合わせて、令和6年度末で69.3%となっており、岡山県内でも最も低い状況となっております。岡山県全体の平均は89.5%、また県内の町だけの平均でも91.7%であります。本町の普及率は、それらと比較しても大きく下回っております。さらに、県内ワースト2位の自治体は80%でありまして、本町とは約10%の開きがあります。

人数で申し上げますと、下水道などの集合処理が2,620人、合併処理浄化槽による個別処理が4,358人、そして残りの3,186の方が単独浄化槽またはくみ取りという状況となっております。

面積が広大な吉備中央町におきましては、吉備高原都市などの住宅が比較的密集している地域では、公共下水道や農業集落排水といった集合処理が有効であると思われます。しかしながら、それ以外の地域では家屋が点在しており、管路整備には多額の費用が必要に

なることから、合併処理浄化槽による個別処理のほうが効果的で現実的な整備手法であると考えられます。

また、昨年当初に発生した埼玉県八潮市の大規模な道路陥没事故や先頃総社市で発覚しました陥没のおそれのある事案などを見ますと、下水道などの集合処理施設は一たび事故や故障が発生した場合、多くの住民生活に支障を来すだけでなく、環境面にも大きな影響を与える可能性があります。

そうした点を考えますと、災害に比較的強いとされる合併処理浄化槽による整備を今後さらに推進していく必要があるのではないかと考えるところであります。令和元年度頃からは、単独浄化槽やくみ取りを対象として便槽などの撤去費や宅内配管工事費に対する補助制度が創設されました。この制度により合併処理浄化槽の転換が進み、普及率の向上につながるのではないかと期待しておりました。

しかしながら、実際には年間二十数軒程度の設置にとどまっており、依然として合併処理浄化槽の普及は思うように進んでいないのが現状であると感じております。高齢者の方からは、若い者は町外に家を建てて帰ってくる当てもないから、今さら浄化槽を設置しても意味がねえという声も聞かれます。確かにそのような事情のある世帯もあるとは思いますが、3,000人余りの方の全てがそのような状況であるとは思えないところであります。また、この3,000人余りの世帯からは、し尿については単独浄化槽またはくみ取りで処理はされているものの、その他の生活排水については未処理のまま放流されている状況にあります。河川に流れる過程である程度の自然浄化は行われていると思いますが、下流域の公共用水域の水質保全に少なからず影響を与えているのではないかと考えられます。環境保全に努め、自然があふれるきれいなまちを守っていくことは、今後ますます重要になってくるものと思います。初夏には蛍が飛び交い、子どもたちが安心して川で遊べるような環境を守っていくことは、私たちの世代の大きな責任でもあります。そして、子や孫、またその先の世代にこのすばらしい吉備中央町を残していくことこそが、私たちの使命であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、合併処理浄化槽の設置に対して、さらなる上乗せ補助を行うなど、普及促進に向けた新たな施策を検討すべきではないかと考えますが、町長の御意見をお伺いいたします。

次に、公共下水道や農業集落排水施設のこれらの施設では、処理施設の故障や設備の故障などについては基本的には町の負担で対応されており、利用者個人が直接負担すること

はございません。一方、町民の約43%の方が使用している既設の合併処理浄化槽については、経年劣化により使用できなくなった場合、以前は一定期間経過していれば入替えにも補助が行われておりました。しかしながら、国の補助制度の改正によりまして、1度補助金を交付した浄化槽については再度補助することができなくなり、入替え費用は全額設置者の負担となっております。

その際、町長は覚えておられないと思いますが、口頭ではありましたが、当時、私は担当者として町単独費による補助制度を提案させていただいたことがありました。しかしながら、そのときは残念ながら採用はされませんでした。

合併処理浄化槽の耐用年数は、一般的に30年以上とされており、適切な管理と使用が行われていれば、50年程度の使用も可能と言われます。50年以上前に設置した合併処理浄化槽が故障した場合など、1度交付した補助金は再度交付できないといった制度は、幾ら国の制度とはいえ、おかしいと思われれます。仮に入替えが必要になったことがあったとしても、その軒数は年間で見れば数軒程度であると思われれます。財政状況が厳しいことは十分承知しておりますが、町単独費での一部補助を検討していただけないかと考えるところであります。当時とは立場も変わりましたので、改めて御提案させていただきます。

また、管理費用についてであります。

吉備中央町では、賀陽エリアと加茂川エリアでは、清掃や点検を行う業者が異なるため、点検内容やサービスの違いもあり、一概にどちらが安いとかは言えませんが、下水道などの使用料と比較すると、費用が割高であると感じている利用者の声もよく聞きます。こうした状況を考えますと、費用負担の在り方についても必ずしも公平ではないのかと思われれます。

そこで、合併処理浄化槽の設置者に対して管理費の一部を補助する制度を創設していただけないかと考えますが、町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、4番、高森議員の質問に答えさせていただきます。

長年、下水道事業に尽力されました高森議員の質問でございますので、大変重く受け止

めております。

まず、汚水処理普及率についてございますが、議員御指摘のとおり、本町の汚水処理普及率は県内でも最も低く、生活環境の整備及び公共用水域の水質保全是、喫緊の課題であると認識をしております。本町では、中山間地域特有の高低差のある地形と点在する集落構造から、これまで合併処理浄化槽による個別処理を整備の柱として推進をしてきましたが、現在、浄化槽の設置は伸び悩んでいるところでございます。設置が伸び悩んでる要因といたしましては、主に次の2点が挙げられると思います。

1点目は、既存の単独処理浄化槽の残存でございます。トイレの水洗化が既に済んでいる世帯では、生活排水まで処理する合併浄化槽への転換に対する費用対効果を感じにくいという側面がございます。

2点目は経済的負担でございます。補助制度を活用しても、なお、宅内配管工事等の自己負担が重荷となり、特に高齢のみの世帯の方は更新をちゅうちょされるケースが多く見受けられます。

この2点目の経済的負担に対しましては、国、県、町による浄化槽設置補助金制度を活用し、補助をしておりますが、令和8年度から浄化槽設置補助金を拡充する制度改正があり、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を加速するため、宅内配管工事等も加算額の上限の引上げを決めたところでございます。本町といたしましては、この制度改正を広く周知し、最大限に活用していただくことが町の財政負担を抑えつつ、住民の皆様の自己負担を効果的に軽減できる最善の方法であると考えております。そのため、まずはこの制度改正後の国の動向を注視しながら、補助金制度についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、費用の公平性についてでございますが、浄化槽は自己負担であり、公共下水道や農業集落排水は町費負担である、そのことについて答えさせていただきますと。公共下水道や農業集落排水は、不特定多数の町民が利用する道路や公園と同様、町が計画的に整備、管理を行う公共の基盤施設でございます。広域的に汚水を処理し、公衆衛生の向上を図るという公的使命があることから、公共ますまでの整備を公費、すなわち公的な責任において行なっております。

一方で、浄化槽は下水道未整備区域におきまして個人の判断で設置をし、その住宅のみの汚水を処理する個人の所有物という性格を有しております。浄化槽法においても、設置や維持管理の責任は所有者に帰属するものとされており、エアコンや給湯器といった他の

住宅設備と同様、経年劣化に伴う入替え費用は原則として所有者の皆様に御負担をいただく形となっております。

このように、一方は行政が管理するインフラ、一方は個人が所有する設備という法的な性質の違いに基づき、負担の在り方に差異が生じるものでございます。

次に、合併処理浄化槽の更新に係る補助金制度につきましては、本町における浄化槽設置整備事業は、最初に申し上げましたとおり、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するという主たる目的を持っております。その中で、現在も残存しております単独処理浄化槽やくみ取り槽は、生活雑排水が未処理のまま放流をされ、環境への負荷が極めて高い状況でございます。町といたしましては、限られた予算の中でこれら未処理世帯の解消による環境負荷の低減を最優先課題と位置づけており、未普及地域における合併処理浄化槽への転換に重点的に予算を配分しているところでございます。

一方、既に合併処理浄化槽を設置されている世帯につきましては、一定の環境保全機能を果たしておられます。浄化槽法におきましても、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査といった維持管理は所有者の義務とされており、老朽化に伴う設備の更新につきましても、基本的には受益者負担の原則に基づき、所有者の自己管理責任において適正に行なっていただくべきものだと考えております。

今後におきましても、本町の財政状況を勘案しつつ、まずは未普及世帯の解消に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。町といたしましては、設置補助金等の補助金を通して初期負担の軽減に努めておりますが、今後、更新費用につきましてもどのような支援が可能か等々、また国の動向とか他の自治体の事例等もしっかりと研究をさせていただきまして、検討をしていきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

4番、高森学君。

○4番（高森 学君）

御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁の中で令和8年度及び単独浄化槽やくみ取りからの転換に係る配管工事費の改正があるとお聞きしましたが、その内容を具体的に教えていただきたいと思っております。

また、その改正により、少しでも普及率の向上につながることを期待するところであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、吉備中央町の汚水処理普及率は県内でも最も低い状況となっております。本町の状況は依然として大きく立ち後れていると言

わざるを得ません。

また、この質問をするに当たり、私なりに他の自治体の補助制度についても調べてみました。すると、私が担当者であった頃に比べて、多くの自治体が独自の上乗せ補助や新たな加算補助制度を設けていることに正直驚いたところでもあります。これらの自治体は、当然ながら本町よりも普及率が高い自治体ではありますが、それでもなお、環境保全や水質保全の観点からさらなる普及促進に取り組んでおられます。そうした状況を見ますと、本町においても国や県の補助制度だけに頼るのではなく、町独自の支援策について改めて検討する必要があるのではないかと感じております。

特に、先ほど申しあげましたように、本町ではまだ3,000人余りの方が単独浄化槽またはくみ取りの状況にあります。生活排水が未処理のまま放流されている状況を考えますと、公共用水域の水質保全という観点からも、合併処理浄化槽への転換をさらに進めていくことが重要であると思えます。

また、浄化槽の更新に対する補助や管理費用の負担の問題につきましても、下水道利用者との負担の公平性という観点から今後検討していく余地があるのではないかと考えております。

吉備中央町は自然環境に恵まれた町であり、こうした環境を守り、将来の世代へ引き継いでいくためにも、汚水処理の整備は非常に重要な行政課題であると思えます。先ほども申しあげましたが、町の財政状況が厳しいことは十分承知しております。普及率の現状や環境保全の重要性を考えますと、今後、他自治体の事例も参考にしながら補助制度の見直しについて検討していただけたらと思うところでもあります。改めて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、質問にお答えいたします。

まず、合併処理浄化槽の補助金が改定されるということについて御説明いたします。

令和8年度から宅内配管工事等補助金が拡充される合併処理浄化槽の補助金の補助額について申し上げます。

4月の広報紙にも掲載予定の内容となっておりますが、項目別に単独処理浄化槽の撤去

について、現行12万円が15万円に、それから単独処理浄化槽の再利用について、現行9万円が12万円に、またくみ取り便槽の撤去について、現行9万円が12万円に、新築を除く配管工事について、現行30万円が33万円と、それぞれの項目で3万円の増額となっております。

○議長（西山宗弘君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員言われるとおり、水質汚濁を防止するということは、自然環境を守るという上では大変重要なことだと認識をしております。そういうことも考えまして、今後、言われた補助制度の見直し等々もしつかりと周りの状況等も聞かせていただき、検討させていただこうと思います。

○議長（西山宗弘君）

4番、高森学君。

○4番（高森 学君）

ありがとうございました。御答弁を聞いて、なかなか難しいのかなと思いますが、検討していただけたら幸いに思います。

吉備中央町の環境保全、公共用水域の水質保全のため、また町民の方、子や孫、その先の世代にきれいなまちを残すためにもぜひとも実施していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで高森学君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

11番、黒田です。議長の許可を得ましたので、一般質問のほうをさせていただきたいと思います。今回は、大枠的には2つの質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1つ目の質問といたしまして、緊急地震速報への対応についてお尋ねしたいと思います。

今年の1月6日、この日、島根県東部を震源とする非常に活発な地震活動がありまし

て、特に10時18分には岡山県を含む近隣地域に緊急地震速報が発表されました。幸いなことに、吉備中央町の最大震度は3であり、大きな被害はなく、安堵したところでありますけれども。この吉備中央町内でも、携帯電話でのエリアメールによる緊急地震速報が発令されました。多分、今日おいでの皆さん方のスマートフォン、それぞれ鳴ったのではないかと想像するところであります。

この速報は、皆さんも御存じのように、国のほうが今まさに強い揺れが到達する可能性がありますという判断をした際に機械的に住民の生命を守るために発信されるものであり、極めて重要な防災情報であると私は思っております。

しかしながら、その際のこの役場内の状況をそれぞれ見たり聞いたりする中で、職員の方々は非常体制を取ることなく、ほとんどの部署で通常業務を通常どおり継続されている方が多かったというふうな状況でありました。

このことは、物事に動じずに職務に集中する、こういった見方もあろうかとは思いますが、一方で役場はこの防災における司令塔であり、その職員の行動一つ一つが来庁者の安全であり、庁舎機能の維持、災害時の初動態勢、そして最終的には職員一人一人皆さん方の安全が確保された上で、さらなる町民の一人一人の生命、財産の確保に直結するものだと私は考えております。

よって、今回の状況は、安全で災害の少ないまちとしての意識の中で、職員の皆さん方の防災意識あるいは危険意識が著しく低下しているのではないかという強い懸念を抱かされるものでありました。

そこで、今回、以下のことをお尋ねしたいと思っております。

まず、1つ目としまして、令和8年1月6日に緊急地震速報が発令された際、役場として職員の勤務中断、自身の安全確保、来庁者への注意喚起等の組織的な初動対応を取った事実はあったのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、黒田議員の御質問にお答えをいたします。

令和8年1月6日に発令をされた緊急地震速報で庁舎内において速報音を確認し、その後、強い揺れがありましたが、町として統一的な指示の下で業務を中断するなどの組織的

な初動対応を講じておりませんでした。各部署に確認を取りましたが、大半の職員は周囲の様子を確認するにとどまったようでございます。また、来庁者も当時はほとんどいなかったため、特段の対応は取っていなかったようでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

特段の対応は取っていなかったという現実があったということです。

では次に、本町には、緊急地震速報を受信した場合に職員の皆さん方が直ちに取るべき行動を定めた庁舎内向けの初動対応マニュアルもしくは行動基準を文書として定めているかどうか、これについてお尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

災害発生時職員初動マニュアルを作成をしておりますが、緊急地震速報に対する行動基準は盛り込まれておりません。このたびの地震は岡山県下で最大震度4、吉備中央町においては震度3であったことから、災害発生時職員初動マニュアルに基づき、総務課と建設課で注意体制を取っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

初動態勢については定められていないということなんですけれども、今後定めるかどうか、この後で聞いていきたいと思います。

では次に、3番目なりますけど、町長部局あるいは教育長部局において、それぞれ出先機関あるいは小・中学校、こども園、放課後児童クラブ、公民館などの被害状況の確認が行われたのかどうか。仮に行なったとすれば、どちら側からの連絡によっての確認であったのか。さらに、確認をした時間は、今の通報があったときのどのくらい後に確認をしたのか。それから、確認の内容です。どういったことをされたのか。さらに、情報の記録、あるいはその記録をどのような形で保管をされているのか。さらに、最終的に収集した情報は吉備中央町の行政として組織内でどのように共有できているのか。さらに、その情報に

ついて、以後の今日までの時間帯の中で情報の検証を実施したのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それぞれの施設の被害状況の確認については、各担当部署から揺れが収まった時点で連絡を入れておりました。確認の内容につきましては、安否確認、施設の被害状況等ございました。情報の記録保管方法につきましては、特段の定めをしておりませんでしたので、被害がなかったところは記録を残しておらず、児童クラブ、こども園等につきましては、発生時の記録や日誌等を保管しております。

被害の有無については、注意体制を取っておりましたので、総務課が収集をいたしました。以降の時間帯での情報の検証の有無につきましては、対応の再確認等について、公民館、児童クラブ、園長会等におきまして共有がなされておりました。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

内容については、優先的に当然被害状況の確認だと思います。それはできたということで、それはよかったと思います。

ただ、行なつたとすれば、今の課長の話からいけば、こちらの総務課のほうから、あるいは多分教育委員会のほうからそれぞれの出先のほうへ状況はどうかというふうなお尋ねをされたんじゃないか、確認をしたんじゃないかなと思うんですけど。基本的には、本部側というのは、何が起きてるのとか集中的にいろんな電話がかかってくる可能性がありますので、そちら側が尋ねるというのではなくて、出先のほうが今の状況を、何事もなかったのであれば、それは異常がなかったという旨の連絡を出先がすべきだと私は思いますので、そのあたり、また取決めのほうで検討していただきたいと思います。

それから、内容の確認については、当然、被害があったかないかはもう当然なんですけども、やはり今回のような案件については、職員の皆さん方が最終的にはどのような行動を取ったのか、あるいは子どもさんたちがそこに、現場にいたのであれば、どのような方

法で安全を確保したのかとか、そういうふうな内容をやはり集めるべきだと思います。これは時を置いてでも構いませんので、集めた中で、こういった場合のときにはこういう状況であった、それがよかったのか、悪かったというのは、また検証だと思いますけれども、ぜひ、言葉は悪いですけど、めったとない案件ですので、その情報というのは、私はこの吉備中央町にとってはとても重要な情報だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、記録についても、極力情報として残していくべきだと、このように思っております。吉備中央町は、安心・安全で、とても地盤が安定していいという町ではあるんですけども、これで安心してしまっとして、もしものときに大きなことが起きたときに、あのときにああいうことが確かにあったようなという過去の言い伝えだけではなくて、やはりそれを基に次のことを考えていくべきだと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

先ほど、課長の話の中で、一応非常体制を取った上で、体制をしたと、つくったという情報がありましたけれども。それは、どの程度の時間帯の中で解散になりましたかね。そのあたり分かれば。覚えている範囲でいいです。立ち上げた後、どのくらいの範囲の中で、情報を全部網羅できた段階で解散したのかどうか、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

他の市町村等の状況等、それから県の状況等を確認をした上で解散したと記憶をしております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

そのあたりが記録として残ってこないの、どのあたりで解散したかも分からなくなってしまうかなという気がしますので。今回は大きなことになりませんでしたけれども、事の詳細が全てが把握できた段階できちんと解散するという形を取るべきだと、やはりそれは思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、今の話の続きなんですけども、ちょっと元へ戻るんですけど、確認を行政側から相手側にしたという、それは何か理由があったんですかね、そのときに。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

特段の理由とか定めとかというものはなかったと思います。防災担当の判断によって、各施設へ確認を入れたというふうに記憶をしております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

はい、分かりました。

じゃあ、先ほどの一番最後の答弁の中で、検証は現状では行なっていないというお話でしたけども、この行わない理由というのは何かあったんですかね。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

被害状況が著しく少なかったといいますか、一件だけにとどまっていたということかと思えます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

はい、分かりました。そのあたりは、この後のBCPのほうでお尋ねしたいと思えます。

では次に、緊急地震速報への行動基準がなかった場合、ここへはなかった場合と書いてんですけど、今回の対応は現場職員の皆さん方の責任ではなく、行政の体制上の課題であるというふうにお考えではないですか。このあたりはどうでしょうか。個人個人の行動によったものだというふうにとったほうがいいのでしょうか、それとももうちょっと組織化して、言葉は悪いですけど、訓練しとったほうがよかったというふうに思われるのか。

そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

近隣市町村と同様に、緊急地震速報に対する行動基準自体を作成をしておりませんが、今後、組織として適切に対応できるよう指導してまいります。また、併せて行動基準の作成についても検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

はい、分かりました。

5番も今の課長の答弁で前向きに今後やっていくということなので、5番は飛ばして、6番へ行きたいと思います。

今後、今課長が言われたようにマニュアルも制度化してやっていくという中で、できれば令和8年度中に緊急地震速報受信時の町内行動マニュアルを策定されまして、さらに会計年度任用職員も含んだ全職員へ周知をまずする、そしてさらにそれを実地の訓練をする、この3点を確実に実施されるお考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

令和8年度中に緊急地震速報利用活用マニュアルを作成したいというふうに考えております。

作成後は速やかに全職員に周知をいたしますが、開庁時間内での全部署一斉の実地訓練は難しいかというふうに思われますので、各部署ごとの対応を依頼しながら危機管理対応を徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

時間をずらして各部署でも構いませんので、行動として移さないと、もしものときに動

けなくなると思いますので、文書だけではなくて訓練のほうもお願いしたいと思います。

続きまして、積雪と凍結などの災害時の職員参集についてお尋ねをしたいと思います。

本年の2月9日の積雪、凍結によりまして、町内、そこは町内だけで「外」が抜けとったんですけど、町内外各所で通行障害が発生しまして、役場の職員の皆さん方の中には、出勤の遅延あるいは登庁困難者が生じた、この事案につきまして、行政としてはどのように事実関係を把握されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

当日は、思いも寄らない積雪が発生をし、一部の箇所の渋滞により遅参もしくは休暇を取らざるを得ない職員がいたことは把握をしております。また一方で、渋滞を回避するために迂回して通勤した職員がいたことも、所属長からの報告を受けているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

迂回の道も、ルートも模索された中で、苦勞してこられた方々もいらっしゃったというようなことですね。

じゃあ次に、災害時に町民の生命、身体、財産を守る中枢機関でありますこの吉備中央町の役場が、当日、人的体制の面で十分に機能しない可能性が予見できた状況について、組織としては問題がなかったと評価しているのか、それともやはり課題があったと認識しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御指摘のとおり、当日は積雪、凍結の影響により通勤途中に渋滞が発生し、結果として通常どおりの出勤が困難となった職員が多数発生をいたしました。役場は、災害時において住民の生命、身体及び財産を守る中枢機関でございます。いかなる状況においても、一

定の機能を維持する責務があるものと認識をしております。しかしながら、当日は特段業務に支障を来すことはございませんでした。ただし、今後につきましては、気象状況にもよりますが、まずは安全を最も優先しながら迂回できる通勤経路の確保にも努めるよう、職員に指導をしてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今の課長の答弁では、前向きに考えていくと。

ただ、ちょっとだけ課長のお話の中で、実際的には業務のほうへ影響があまりなかったというようなお話でしたけれども。これは、事実としてはそうだったと思います。ただ、それは吉備中央町、行政としては最悪を想定して行動できるかどうか、これがやっぱり重要になろうかと思えます。ですから、何事もなかったからよかったという考えが意識の低下につながると思いますので、なかったことは当然いいことなんですけれども、だからこそ、次のやり方を考えましょうというところに意識づけをしていっていただきたいと、このように思います。

じゃあ次に、3番目になりますけども、本町には災害対応マニュアルや職員参集に関する規定が存在していると承知しておりますけれども、今回のような積雪あるいは凍結時、さらに災害による通勤経路の寸断などにおいて、それらが実効性を持って機能したと言えるのか、形式的に存在するだけで現実の実態に対応できていなかったのか、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

平成30年6月に策定をいたしました業務継続計画では、職員の参集体制を定めており、その中で大規模災害が発生した場合の職員の参集状況について想定したものを記載しております。

今回の事案は、通常の勤務で発生した事案でございますので、この業務継続計画の参集体制の内容に沿って参集を指示したものではありませんので、実効性を持って機能したかどうかとの判断は難しいかなというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

この後に聞くBCPの関係になろうかと思えますけど、それに対して、今回の案件は逆に言えば外れたというか、ポケットのような状態ですよ。ちょうどどっちでもないような、大きなことでもないし、小さなことでもないというような、ちょうど真ん中辺だったという案件だと思います。

じゃあ次に、仮に今回が地震や火災など人的被害を伴う災害であった場合、役場職員が昼頃まで誰も、誰もじゃないですけど、多くの方が集まらないと、あるいは登庁できない職員がいるという状況を町民の皆さん方が知ったときに、町民の皆さん方は行政に安心感を持ってると考えられているのか、あるいは町民目線に立ったとき、現在の体制は許容できる範囲内の考えなのかどうか、計画です、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

業務継続計画では、通勤距離と参集不能率を基に計算をされました参集予測結果として、1時間以内の参集職員数が54人、3時間以内が122人、6時間以内が150人、12時間以内が185人、24時間以内が198人というふうに想定をしております。

災害発生直後、特に勤務時間外では、災害規模によっては一定の職員が参集できない場合が考えられますので、町民の皆様にご不安を感じさせないように、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今、数値を示していただきましたけれども、台風であるとか大雨、大雪、凍結、こういったものは事前にある程度予測できる部分があるかと思えます、気象情報で。私自身も岡山市内とかよそに働きに行っている場合には、そういう予報のときには事前宿泊をしたりとか、そういうふうな体制もしておったところです。できれば、町内に親族の方がいらっしゃるような職員の方については、そういったことも今後検討されてはどうかと思います。

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、5番目に、今後に向けて積雪、凍結、事故、災害などによる通勤路の寸断を想定した早朝参集基準の明確化、あるいは徒歩または近隣居住職員の優先参集、災害時の最低限業務を担う初動対応体制の明確化など、具体的な改善策を講じる必要があるというふうに思ひますけども、このあたりは行政としてはいかがな考へなのか、お尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今の業務継続計画を定めたのが平成30年6月でございますので、現在の職員の状況を踏まえた業務継続計画の見直しを行なつてまいりたいというふうに考へております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

時間がたつてくると内容も変わってきますので、見直しをしていただければと思ひます。特に先日、同僚議員から話が出ておりましたけども、通学バスが遅延という形で皆さん方が非常に困つたというような案件もあったかと思ひます。ああいったことが過去の中には、そういった実態がなかったわけですから、それが今後は出てくるわけなので、そういったことも組み入れた計画をつくつていただければと思ひます。

○議長（西山宗弘君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、石井壽富君が所用のため、午後から早退です。

黒田員米君の一般質問を続けます。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

それでは引き続き、次はBCP、事業継続計画についてお尋ねしたいと思います。

先ほどいろいろと聞かせていただいた中で、今回のそこへ書いてあります事業継続計画の職員が登庁できない事態を想定して策定されているのかの部分と、それからその際の割合、人数、また段階的な想定、これは先ほど課長のほうからもう御説明いただきましたので、省かせていただいて、3番から入りたいと思います。

職員の参集がいろんな状況の中で制限される状況下において、初動態勢あるいは優先業務、これをどのように行政としては判断、運用されることに考えられているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

非常時に優先業務に必要な人員を確保できない場合には、まず各課で調整を行い、要員を確保するものとして、なおまだ不足する場合は、他の課から応援動員を行うこととしております。応援動員の調整は、各課からの要請に基づき、災害対策本部において行うこととしております。

また、優先業務については、所管する部署の業務ごとに業務開始目標時間が判断できるよう、一覧にしております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

ここでもう一つだけ確認なんですけれども、前回、私のほうが災害時に避難所運営、こちらのほうに若干お手伝いに行ったときに、当時の幼稚園の職員の皆さん方が、私たちはなかなか行政のほうから避難所の運営に対して依頼はないんですという回答だったんです。ただ、それは日常であれば、子どもたちの見守りというか、子どもたちを見なきゃいけないので、当然だと思うんですけども。そのときは、ちょうどお休みの日だったんです、日曜日。ですから、こういった場合には、若干でもそういった皆さん方の力を借りる、そういった計画も必要ではないかと思っておりますけど、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

もちろん、必要に応じて人員が不足している場合などは、応援の要請をすることもあるかとは思いますが。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

その辺は、組織内の垣根を越えた中で運営をしていただきたいと思います。

では、4番に本年1月の緊急地震速報での対応、2月の積雪、凍結時の対応について、このBCP、継続計画が想定する事態として実際に検証ができたのかどうか、これについてお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

業務継続計画が想定する事態としては、検証は行なってはおりません。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

それでは、5番のほうへ行きますけども、それはなぜ検証を行わないのか、理由があれば教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

参集できなかった職員数が、業務継続計画に示された数字を下回っていたからでございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

計画の中に定めた数値よりも多くの方が参集できたという理由だと思うんです。

ただ、これは、私たちの住むこの吉備中央町において、多くの皆さんが来れない事案というのが、逆に言えば少ないと思うんです。だから、今回が一番マックスかなというぐらいの。だから、そういった経験値を私は有効に活用すべきと思いますけど、そのあたりのお考えはいかがですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

議員おっしゃるとおり、雪であの程度凍結したりというふうなことも年に何回かある程度、あのレベルになると何年かに1回というふうなこともなりますので、そういったあたりは今後の教訓としては活用し、予報等を確認しながらそういったところについては、職員にまた周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

ぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、6番のほうですけども、これはあってはならないことなんですけど、地域防災計画において職員が被災したりとか、その職員の皆さん方あるいは施設が被災をして、場合によっては全員が参集できないということ、これはないとは思いますが、津波のない我々の町にとってはないと思いますけども、そういった事態は想定をされているのか、ないのかだけお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

地域防災計画は、災害対応の基本方針や体制を定めるものでございます。業務継続計画のように、職員の出勤率低下を前提とした優先業務の絞り込みや具体的な代替体制の詳細までを網羅した内容とは、現在のところなっておられません。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

その辺が、地域防災計画と今の事業継続計画、このあたりの若干の差というか、考え方の差が出てくるので、そのあたりで例えば職員の皆さん方もこんがらがってきたりとか、我々住民のほうもそのあたりが逆に言えば心配になるので、そのあたりを丁寧精査しながら、皆さんがこの事業も継続しながら町民の皆さん方の安全も守れる、この体制づくりを進めていただきたいと思います。

では、最後、7番になりますけども、今後、職員の登庁不能を前提とした実動訓練の実施やBCP及び地域防災計画の見直し、先ほどの話です、このあたりを行う予定があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それぞれの計画につきましては、必要に応じて見直しを行なってまいります。

しかし、まずは計画等の内容を的確に実施をしていくことが重要であるというふうに考えますので、訓練や業務ごとのマニュアルの作成について、今後検討していかなければならないというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

マニュアルがただ文書をつくったのみに終わらず、実際に行動して、皆さん方が体現していく、これが必要かと思っておりますので、よろしくお尋ねしたいと思います。

では次に、大きい質問の2番へ入りたいと思います。

放課後児童クラブ利用児童の長期休暇中における昼食の有料提供についてお尋ねしたいと思います。

本年度、公設公営で本格的に運用が始まりましたけれども、本町の放課後児童クラブでは夏休みなどの長期休暇中、利用児童が各家庭で準備した弁当と飲料水を持参して登園しておりますけれども、このことにつきましても様々な課題が若干発生したように聞いて

おります。

そこで、お尋ねをまず1番目、放課後児童クラブにおいて長期休暇中に保護者が弁当を準備して持参させている現状につきまして、保護者負担や課題を町としてはどのように認識されているのかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、11番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

現在、放課後児童クラブにおける長期休業中の昼食は、各家庭において弁当を持参していただいております。共働き世帯や独り親家庭の増加により、長期休業中において毎日弁当の準備をすることが保護者にとって負担となっていることは、町としても認識しております。特に、夏季休業中については、衛生管理や食中毒予防への配慮も必要であり、不安を抱える声があることも承知しております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

現状をお聞かせいただいたわけなんですけれども。

ではその次に、2番目ですけれども、共働き世帯や独り親家庭の皆さん方が増えている中で毎日の弁当の準備、これは家庭の努力に委ねるだけではなく、子育て支援施策として町のほうも関与すべき課題と思いますけど、このあたりの認識をお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て支援課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、お答えいたします。

昼食の問題は、家庭の努力のみに委ねる課題ではなく、子育て支援施策の一環として行政がどのように関与できるか検討すべき課題であると認識しております。

一方で、放課後児童クラブ事業は、制度上の位置づけや財源構造が定められており、費用負担の在り方や運営体制との整合性を図る必要がございます。そのため、総合的な視点

から慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

検討すべきではあるという認識はあるということで、そのためにはいろんな課題があるというような説明だったかと思います。

では次に、3番目ですけれども、現在、例でいきますけど、夏季になりますけど、夏季の長期休暇での利用期間中、放課後児童クラブでは、弁当の保管あるいは飲料水の提供、これは現在どのように行なっているのかをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、お答えいたします。

現在、放課後児童クラブでは、弁当の保管については、各クラブにおいて直射日光を避けた空調が整った場所において保管しております。また、保冷剤などの使用を保護者へお願いし、御協力もいただきながら衛生管理に努めております。

また、飲料水につきましては、基本的に水筒の持参をお願いしておりますが、水筒が空になった児童で希望する児童には、水道水を補充する対応を行っております。万が一、水筒を忘れた場合には、ペットボトルのお茶を提供し、その後に保護者に同等品のお茶を返却していただくようお願いしているところであります。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

今のところ、お弁当については持ってきていただいたときに、室内での冷房が完備された部屋での保管という形かと思います。それと、水筒については、済んだ場合は水道水の補充をということですね。

これらは、国の指導の中でどのような文言でそうしなさいというふうな形のものがあるかは今分かりますかね、分かる限りでいいです。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

御質問にお答えいたします。

すみませんが、今、手元にそのような資料がございませんので、即答はできかねます。失礼いたします。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

また、分かれば教えていただきたいんですけど。私が理解しているのは、国のほうは、提供してはいけないというか、保管についてもでき得る限り安全な状態です、安全な状態で保管をなささい。それから、水道水についても、暑くなりますから、水に関してはちゃんと提供なささい。ただ、その際において、指導員が自分でくんで出すのかどうか、このあたりが問題になろうかと思えます、実際には。ですから、よそのところでもよくやっているのが、セルフです。子どもたちが自分でくんで、自分たちで飲む。これでいけば、管理責任が多分行政には来ないと思うので、多分やられてるんだと思うんですけども。国のほうの指導というのは、安全にちゃんと子どもたちに健康に被害を及ぼさない状態で食事をちゃんと渡してください、それから水のほうもちゃんと提供してください、これが基本だと思うので。

それを考えたときに、例えば水については、今どのような状態で子どもたちは水の補充をしているんですかね。指導員が補充していますか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

お答えいたします。

水道水につきましては、職員室にございますので、職員がついて入って、職員が水筒に水道水を入れているという状況ではないかなと感じております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

その場合は、職員のほうが若干手を差し伸べていると。私はそれが理想だと思います。ただ、それを小さく言ったときに、あの職員がついでくれたのが例えば食中毒が出たとかと言われないようにするためには、サーバーのような機械を置くほうがいいのかも分かりませんし、十分配慮していただきたいと思います。

そういった中で、さっきのようにお弁当を室内に置くということが、逆には問題かなと思うので、次に行きたいと思います。

4番目ですけど、本町では放課後児童クラブに隣接して小学校があり、給食調理場やランチルームが整備されております。長期休暇中に学校給食の調理場を活用して昼食を調理し、放課後児童クラブの児童たちに有料提供することは、施設面、物理面について可能性があると考えますけれども、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、答えいたします。

本町にあります3つの調理場においては、夏季休暇中などの長期休業中を活用して専門業者による調理場内の清掃、また栄養教諭や調理員等で消毒作業、備品の点検等を実施することとしております。

また、調理場の機器が順次劣化していくため、計画的に毎年機器の更新、修繕等を実施せざるを得ない状況でありまして、これについても長期休業中のときに実施をしております。

有料での提供をとのお考えについては、令和7年度の小学校給食費は1食当たり360円としておりますが、食数が減るとどうしても単価が上がるのが予想されまして、児童クラブが必要とする食数を考えますと、1食当たりの給食費は高額となってしまうのではないかと予想されます。

また、異物混入やアレルギー症状、食中毒等へどう対応するのかなどの課題も考えられるところでございます。

最初に申しました施設の状況や責任ある対応など、通常の学校給食と同じ運用は困難と思われ、子どもの安心・安全な食の提供を考える上では、現状では難しいかなというふう

に考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

学校側からすれば、今のような答弁になるのかなとも思いますけれども。現状において、金額のほうは今の360円、これは多分、保護者の皆様方は500円でも多分可能だと思います、現実には。そのあたりは聞かれたかどうか分かりませんが。

それを考えたときに、学校側がもしそういった課題がクリアできたら、これはやれるのか、やれないのかをまずお答えください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

学校給食につきましては、学校給食法に基づいて学校給食実施基準でありますとか、学校給食衛生管理マニュアルに沿って、安心・安全な給食を提供することを一番に考えて行なっております。また、ただそれにつきましては、栄養教諭や調理員、調理場長や養護教諭などが日々連携しているから成り立っているということになっておりますので、通常学校がある以外で給食を提供するという点については難しいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

私のほうは、学校給食を提供してくださいという話では全くないわけです。学校の給食施設を使って食事の提供してくださいです。このあたり、認識がひよっとしたら違うかも分かりませんので、統一したいと思いますけども。

今の話でいくと、なかなか給食のほうはできないと。この前、私たちの私が入っていない側の委員会ですけども、徳島県のほうへ視察に行かれたように聞いておりますけども。そのときにも、教育委員会さん、何名か職員の方がついていかれたと思いますけども、そこでは給食提供がされていましたが、それを見られた上での御意見をお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

視察に行かせていただいたところで拝見はさせていただきました。ただ、自治体の規模も違いますし、方法なども違うというふうに認識しておりますので、そこと同じような運用はできないのではないかなというふうに思っております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

同じことをやれという話では全くありませんので、吉備中央町は吉備中央町の規模に合わせた形の中でやっていければいいと思うんです。

じゃあ、その下の、話がなかなかできないということなので、若干できないときの話をしていきたいと思えますけども。

じゃあ、できない場合には、これは放課後児童クラブとしては他の業者さんからのお弁当の仕入れというのは可能なのですか、可能でないのですか。お尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

お答えいたします。

学校給食というのは、今の教育委員会事務局長からの答弁がありましたように、難しいという現状があります。ですので、学校給食提供以外の方法も併せて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

それはいつから実際に取り組まれますか、今のお話は。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

お答えいたします。

まず、利用者の方、児童クラブを利用されている保護者の方々にまずは利用ニーズがあるのかどうか、そこからまずは必要性に応じて検討してまいりたいと思っております。

今後、児童クラブの保護者宛てにアンケートを実施いたしまして、その必要性があれば、次の段階に進みという形で、一つ一つクリアする課題が多数ございますので、今の時点でいつからするのかということをお答えすることは控えさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

現状では、前に向いていってくださっているように理解はするんですけども。アンケートはもう既に取り始められていますか、どうですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

こちらの一般質問をお受けした際に、まず担当課といたしましては、公営になりまして1年がたちます。その段階で1年経過した中で、いろんな課題が見えてきていると思います。もちろん、子どもさんが楽しく通っていただいているのかどうかとか、支援員、補助員の対応はどうなのかとか、あとそれに併せましてお弁当に御負担を抱えられているのかどうか、そういったことを昨日コドモンのほうでアンケートのほうを実施をさせていただいております。今月末までの締切りとしてアンケート調査を今実施中でございます。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

一つそうやって前へ行っていることはありがたいことなので、ぜひ鋭意進めていただきたいと思います。

ただ、一つだけ、今のことを取り組み始められたことは、これは我々議会のほうへは、言葉は悪いですけど、何も情報が今現在なかったんですけども、私は今の担当部署でないで分からないんですけど。例えば民生教育委員会のほうへは、何かこういう取組をちょっ

と考えているんだぐらいの話はされましたかね。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

お答えいたします。

民生教育常任委員会には、お諮りはしておりません。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

そのあたりが、ちょっとずれが出てくるんです。というのが、実は私も、今朝聞きました。今朝、こういうふうなメールが来てるんですと。どういうことなんですかねと問われたときに、我々は全く分からないわけです。問われるのは我々議員、直接問われますので、そのあたりは簡単なものでもいいので、こういった取組を今考えています、これはお知らせをしていただきたいと思いますけど、そのあたりはいかがですか。担当課長へ聞いたのがいいんか、町長へ聞いたのがいいんか、いかがですか。町長へ聞きましょう。町長どうですか、そのあたり。情報を流していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

情報共有というのは必要でございますが、物事には全て広く情報共有できることとできないこと、速やかに事業を行わなければならないときには、その範囲でその担当課が責任を持ってやると。今の案件につきましては、速やかに担当課が判断の下にされたと私は理解をしています。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

速やかに動いてくださるのは本当にありがたいし、私もそのほうがいいと思います。ただ、住民の皆さん方から問われたときに、その答弁ができない我々のことも考えてほしい

わけです。こういうふうな思いの中で行政は動いているというのが何にも分からない中で、やりよんでしょというわけにはいかないのです、そのあたり、もう一度町長、お話を聞かせてください。しつこいですけど。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

丁寧に議員の方におかれましては、町民から聞かれたことに対してそれぞれ周知をしていただきたいという気持ちはございます。なるべくといいますか、必要に応じて議会のほうにも当然情報提供して、一緒の方向性を見いだして進むということをやっていこうと思います。

○議長（西山宗弘君）

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

そのあたりをよろしくお願いします。物事を議員の皆さんも一緒になってちゃんと皆さんに説明してくださいと言われるときがよくあります。よくあるのであれば、小さなことであっても我々のほうへもちゃんと情報を流していただいて、お互いが理解した中で町民の皆様方に回答できる体制をつくっていただきたいと思います。

それでは、さっきの事業のほう、前に進んでいただけるようにしっかりとアンケートのほうを取りまとめていただいて、またその内容というのを我々のほうへもお知らせをいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

本日最後の質問者となりました6番、河上真智子です。どうぞよろしく願いいたします。

では、議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問を行います。

項目は3点、一問一答形式で行います。

寒さが厳しかった頃から少しずつ暖かくなってきましたが、この時期は自律神経が乱れやすい時期でもあります。皆さん体調を崩されないように、健康管理のほう、十分お気をつけください。それでは、質問のほうに入っていきます。

まず1点目、主権者意識の醸成についてお伺いしていきます。

私は、先般行われた衆議院議員選挙で初めて開票立会人を経験いたしました。当日は、朝からこの冬1番の雪でした。職員の皆さんは、朝からの投票所での仕事の後、さらに深夜までの開票作業に従事され、仕事とはいえ、本当に大変だったろうと思います。加えて、降雪と凍結のため、23時過ぎに終わった私でさえ、3キロ先の自宅に帰るのにとても怖い思いをしました。なので、0時過ぎにこちらを出られた職員の皆様、本当に大変だったろうとお察しいたします。幸いにも事故などがなかったようで、ほっとしております。

今回の衆議院議員選挙は、政権選択選挙とも言われ、関心が高まっていたことはとてもよいことだと感じておりました。私は、選挙の際に期日前投票所によくお弁当を届けに行くのですが、いつも大抵閑散としております。しかし、今回は多くの方が投票のために足を運ばれていて、驚くとともに、とてもうれしく思いました。家族で来られていらっしゃる方や車椅子の方、何より若い方を多く見かけることができました。今までとはさま変わりしていることが実感としてあり、これはよい傾向だなと感心いたしました。

中でも、今まで政治や選挙に無関心だった若年層の投票率が上がったのは、特筆すべきことだったと思います。選挙管理委員会がまとめた期日前投票の年代別投票率を見ると、10代では18歳が25.3%、19歳が18.8%、20代が平均18%、30代では23.2%と、今までの選挙と比べて高い投票率でした。中でも、初めて選挙権を得た、恐らく高校3年生でしょうが、18歳の投票率の高さは、今後の選挙においても主権者として関心を持っていくことにつながっていくのではないかと大きな期待を持っています。

情報を得る手段が、テレビや新聞が中心だった時代からSNSを通じて様々な情報に触れることができる時代になり、今まで関心を持っていなかった方々にも関心を持っていただけたことも大きなポイントだったと思います。

実際、選挙期間中、SNSは選挙関連の投稿であふれ返っていました。政党や政治家個人が発信しているもの、個人の主張を投稿しているもの、またそれに対する同調や反論。ただ、SNS上の情報には、アルゴリズムで選び出された個人の嗜好に沿ったものが多く

なるため、偏りがあるのもまた事実ですので、全てが正しいと思込まないように理性を働かせる必要があります。もちろん、オールドメディアと言われるテレビや新聞だけを見て偏った報道内容をうのみにしているのも同様のリスクがあると思います。

私は、昨年秋、美咲町で開催された議会フォーラムに参加をいたしました。テーマは、「みんなで選挙に行こう」、県北の市町村議会議員と大学生、高校生が参加し、ワークショップでは、主権者意識の醸成と選挙投票率の向上についてのテーマで活発な意見交換が行われました。

その中で、私のグループの中の美作大学の学生さんから出た意見がとても印象に残っています。彼女は大学4年生で、この春就職をする方です。今まで一度も投票に行かれたことなかったそうです。そして、お姉さんに選挙に行かないことなんて大人としてあり得ないと怒られて、去年の春行われた町議会議員選挙に初めて行ったそうです。しかし、彼女が一番先に思ったのは、私は一体誰に投票したらいいのかだったそうです。確かに彼女の言い分を聞いてみると、学生はテレビや新聞は見ない。町の広報紙も興味がないので見ない。いつも情報はスマホで見る。だけど、誰が町議会議員なのかを知らないし、その人の情報や考え方を知る手段もない。バイトから帰る頃には選挙カーもいないし、ポスターも見ることがない。なるほど、そうなんだと思わず共感してしまいました。

確かにそうです。今回の国会議員選挙ならば、情報はSNSにあふれ返っており、彼女たちが読むかどうか分かりませんが、選挙公報もおうちに届きます。しかし、県議会議員や町議会選挙は最も身近なものであり、かつ最も生活に密着しているものであるにもかかわらず、情報を得る手段が少ないことが分かります。

中でも、町議会議員選挙では、選挙期間が5日間と短いため、初日の午後5時に立候補の届出を締め切ってからでは、選挙公報をつくって郵送する暇はありません。今までならば、自分の地域から出ているからとか、日頃お付き合いがあるからとかが、主に投票の際の判断材料になっていたのではないのでしょうか。それが悪いとは言いませんが、本来、自分たちの代表としての議員を選出するのが目的であれば、どのような信念や目標を持って活動するのか、その活動を通じて何をなし得たかなどが判断材料として提供されるべきではなかったかと、改めて考えさせられました。もちろん、私たち議員の努力不足も否めませんが、これから先、18歳になって初めて投票権を得た方、また吉備高原地区をはじめ町内各所に新しく移住して町民となられた方、このような方々にも一番身近な町政についてももっともっと興味を持っていただき、全ての町民の方々に選挙での投票行動につなげる

方策や対策を講じていくことが大切だと思いますが、これに関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、河上議員の御質問にお答えをいたします。

近年は注目度の高い選挙が続き、投票率は全国的に上向きの傾向となっております。しかし、当町においては、議員御指摘のとおり、合併以来、町長選挙においても、町議会議員選挙においても、投票率が下落し続けている現状でございます。

選挙期間中には、投票を呼びかける告知放送、広報車の巡回などで啓発活動を行っておりますが、さらに町公式LINE、インスタグラム等のSNSを使用した啓発活動を積極的に行うなど、特に若い年齢層を対象とした投票率を上げるための取組が必要と考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

人は自分が関わったものには興味を示すが、関わりの薄いものをわざわざ探してまで知ろうとはしない傾向があると言われております。確かに、町議会を例に挙げると、傍聴席はいつもほとんど空席です。本日もこのとおりでございます。私もいろいろな方に1度傍聴に来てみてと呼びかけてはいるのですが、なかなか行動にはつながっていません。

主権者意識の醸成には、実際の体験を通じて興味を持つことが重要なポイントだと考えます。年に1度、中学生による次世代議会が開かれています。皆、一生懸命に考え、緊張しながらも堂々と質問をし、もちろん対する執行部も真剣に答弁を返されています。その経験は、きっと生徒さんたちに印象深く刻まれていると思います。

また、町内の吉備高原学園高校では、毎年、県と町の選挙管理委員会によって出前授業が行われ、模擬投票などの経験を通じて主権者意識の向上が図られています。今回の選挙でも、自ら期日前投票に行った学生さんたちがいらしたと伺い、大変うれしく思いました。

では、働いている世代、特に若い世代に働きかけるには、どのようにしたらいいでしょ

うか。これは、なかなか難問です。

ここで提案ですが、例えば公募型で若者議会を開催し、そこにはテーマと実現可能な額の予算枠を提示し、どうすれば自分たちの意見が実現できるかについて活発に意見を出し合ってもらってはいかがでしょうか。自分たちの世代の意見がまちづくりにつながる、そう感じてもらえれば、自分事として興味を持ってくれる若者が増えるのではないのでしょうか。

また、一部の市町村では、移動投票車を活用して高校や大学などに出向き、投票するだけでなく、学生さんに投票立会人や投票事務の手伝いをしてをもらうことで選挙への参加を促す取組がなされています。我が町でも、年々投票立会人の成り手が少なくなっています。主権者教育を兼ねて、18歳以上の学生さんに投票立会人として実際の投票所の現場を体験していただくのもよいかと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

議員御提案の若者会議ですが、他の自治体でも開催されることは承知をしております。町といたしましても、若年層が実際にまちづくりに関わることで自分事として捉えるきっかけになることは大いに期待でき、またまちづくりの事業の一つとしても新しい視点で施策の提案をいただけるよい機会であるとも考えます。今後、市町村の事例を研究し、各課と協議しつつ、実現の可能性を模索していきたいと考えております。

高校生が投票所での役割を担う提案につきましても、その意義は大きいと考えます。他市町村において期日前及び当日の投票所で高校生が立会人を務めている事例がございますので、今後の実施について検討していきたいというふうに考えております。

まずは、主権者教育を確実に実施をし、若者自身が投票の意義を肌で感じる経験を通じて、より主体的に町政に関与する意識を醸成できればと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

冒頭に述べたように、今回の選挙では比例代表の開票立会人をさせていただきました。職員の方のてきぱきとした流れで開票作業が進み、幾度ものチェックを経て、私たち立会

人の前にまとめられた票が運ばれてきます。はっきりと判別できるものが先に終わり、最後に判読が困難なものや無効票、白票が運ばれてきます。意外に多かったなと思うのが私の感想です。4, 850票中、76票、率としては低いかもしれませんが。意思を持って白票を投じられた方ももちろんいらっしゃるでしょう。

しかし、自らの意思で何かを書こうとされているのに、残念なことに、うまく表現できていないため、判別不能で無効票となってしまったものが少なからずありました。大切な1票を無駄にしないためには、補助者の付添いや代理投票の制度があることをあらかじめ周知するとともに、投票所にもそのこと大きく明示する必要があるのではなかったでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

民主主義の根幹をなす選挙においては、投票は投票人自身の意思によって行わなければならないという大原則がございます。したがって、可能な限り投票人自身の手で投票用紙に記入し、投票箱へ投票することが基本になってまいります。

しかし、加齢や障害などでこのプロセスが困難な方々が存在することも、また事実でございます。このような方々が確実に自らの意思を反映させることができるよう、公職選挙法では代理投票の制度が設けられており、事務従事者のうち2名が選挙人本人の意思に従って投票用紙へ記入等を代理して行うことができます。

また、聴覚や言語障害のある方、高齢者の方など、話し言葉での意思疎通が難しい方が指さしにより意思を確認できることができるコミュニケーションボードなどの支援ツールを投票所で活用することで、意思確認をよりスムーズに行うことができるとも考えます。

これらのことについて、投票の公正さを保つためにも十分な周知が求められますので、今後は広報紙や町公式ホームページ、また投票所などにおいて周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

今回は、選挙に関する関心の高まりに加えて、選挙当日に雪の予報が出ていたためか、期日前投票が好調でした。町内の期日前投票所は、賀陽庁舎と農村環境改善センターの2か所です。投票日当日は16か所なので身近なところで投票できるという利点はありますが、期日前投票所のほうが平日仕事帰りなどに行くことができ、便利だという声も多く聞きます。都市部では、利便性を考慮してショッピングセンターなどに期日前投票所を設置し、投票率向上を図っています。町のほぼ中央に位置する吉備高原地区は有権者数も多いのですが、期日前投票所はありません。スペースの問題もありますが、利便性を考えて、きびプラザなどに期日前投票所を設けてはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今回の選挙における期日前投票期間のみの投票率は30.44%と非常に高く、選挙当日が悪天候であったことを差し引いても、期日前投票所の需要が増していることがうかがえます。

現在は、賀陽庁舎及び加茂川庁舎隣の農村環境改善センターの町内2か所に期日前投票所を設置しております。しかしながら、吉備高原都市を含む投票区の選挙人の人数が増加していることから、期日前投票所の設置について検討する必要性が生じていると考えられます。

また、身近に投票所があるということは、投票に関心を持っていただくきっかけにもなると考えますので、今後は運用体制の見直しや職員の配置、また投票所の位置など、どのような形で期日前投票所を設けることが適当か、模索してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

有権者の方が投票行動を起こしやすいように、利便性、そして広報、両立していくことが大切だと思います。主権者意識の醸成は、民主主義における根幹をなすものです。正しい知識を持って主権者として1票を投じる権利を行使することが自分の生活に直結するんだということを様々な機会を通じて広報していただきたいと思います。

今回、選挙期間中、SNSを見ていて感じたことなのですが、明らかに間違った情報が

まことしやかにたくさん流れていました。中でも、投票用紙に鉛筆で記入すると消されて改ざんされるので、ボールペンや油性マジックで書いたほうがいいという誤情報がとてもたくさん流れていました。投票用紙は紙ではなく、ポリプロピレン樹脂で作られた合成紙です。そのために、ボールペンや油性マジックで書くと、にじんだり、ほかの投票用紙について汚してしまう可能性があるため、あえて鉛筆を用いるのですが、間違った情報を真に受けてしまい、自分はマジックで書いたぞとかとって誇らしげにSNSに上げられた方が多くて、がっかりしました。こういうことがないように、本当に正しい情報を伝えていただきたい、そう心から願っております。

では次に、先ほど同僚議員からも下水処理についての質問がありましたが、下水処理は住民生活に直結する大切な公共インフラであります。ここでは、その中でも老朽化が進む農村集落排水事業についてお尋ねしていきたいと思えます。

現在、町の下水道事業は大きく分けて、吉備高原地区を中心とする公共排水と旧加茂川町の一部を担う集落排水の2つのシステムがあります。それぞれに1か所と3か所の処理場で浄化処理が行われた後、放流をされています。

中でも、集落排水は、旧加茂川町と旧賀陽町の合併以前の平成12年から供用されており、既に25年が経過しています。そのために、年々管路の修理などの維持費が増大しているだけでなく、各処理場の設備の老朽化という問題にも直面しています。

令和6年度の使用料金は1,782万7,000円、一般会計からの援助金は4,557万7,000円でした。これに加えて、国庫補助金などが加わって維持されているのが今の状況です。住民生活に直結する重要な公共インフラですから、採算性のみを問うわけにはいかないのは分かっています。しかし、今後の人口減少に伴う使用料収入の減少や設備の修繕、更新に伴う支出の増加を考えると、現状で維持し続けることの困難さを感じます。

この状況に対応するため、町では公認会計士に委託し、令和7年度に農業集落排水事業経営戦略が制定されました。この中で、今後10年間の見通しと対応について述べられています。この経営戦略について、課長の思いをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、6番、河上議員の質問にお答えいたします。

経営戦略の内容について、現場感覚でどう思われるかということでございますが、本町の農業用集落排水事業は、住民の皆様の健康な生活と環境保全を整える極めて重要な公共インフラと捉えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在、人口減少に伴う使用料収入の減少、さらには整備後十数年が経過した施設の老朽化という2つの大きな問題に直面しております。

そこで、10年先を見据えた経営戦略を策定することで将来必要となる更新費用を精査し、それに対する財源をどのように確保するかという中・長期的な収支の見通しを明らかにし、事務の効率化や民間活力の導入、適切なストックマネジメントを推進し、持続可能な下水道経営を維持していけることを目的にしております。

現在、本町の下水道事業における収益は使用料収入のみで、不足しており、多額の一般会計からの繰入金に依存しているのが実情でございます。今後、人口減少が加速し、収入が減る一方で、目に見えない地下の管路や処理施設の老朽化は確実に進行してまいります。将来、一般会計からの繰入金が制限されるという事態も想定し、強い危機感を持って限られた財源の中で最適な運営を追求し、持続可能な事業経営に取り組んでいく思いでございます。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

では、今、この経営戦略の中で処理区内の人口の推移予測がありました。令和5年度末では、866人でした。町の汚水処理基本構想では、令和27年までに人口は816人まで減少する見込みとされています。22年間で70人の減、広い加茂川地区で年間に3人ずつの減少という計算になりますが、私には納得がいかない数字です。これについてはどのように思われているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、御質問にお答えいたします。

経営戦略の人口減少のスピードについてですが、現在、経営戦略における将来人口の算

出につきましては、下水道整備の長期的な指針である汚水処理基本構想で用いた数値を採用しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近年の急激な人口減少と経営戦略の予想値との間に乖離が生じていることは認識しております。経営戦略は定期的な見直しが前提となっておりますが、次回の改定時におきましては直近の住民基本台帳の傾向や国立社会保障・人口問題研究所が公表する推計値などを用いて、より現実的な数値の使用を検討してまいります。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

そうですね。この数字は、誰が聞いても納得がいかないと思いますので、見直しのほうをお願いしたいと思います。

昨年12月1日に1万40人だった町の人口は、2月1日には9,985人と、僅か2か月の間に55人減って、1万人をついに切ってしまいました。先ほどの推計が正しいことを祈るばかりですが、大きな不安もあります。そうかといって、不足分を値上げや一般会計からのさらなる補填で賄うのも容易ではないと思います。

最も現実的なのは、ダウンサイジングではないでしょうか。これは同等の機能を維持したまま、事業規模を縮小し、コスト軽減を図ることです。このことは、監査委員や決算特別委員会の会議で度々俎上に上がるのですが、地域住民の方の気持ちに配慮してか、言及を避けてきた感があります。しかし、今後の維持管理の難しさから考えたとき、あえてこの先につながる提言をする必要があるのではないかと思います、今回の一般質問で取り上げさせていただきます。

さきに述べた経営戦略の中でも、過疎化に伴い農業集落排水事業を継続することが極めて困難な地域については、今後、合併処理浄化槽の移行も検討していく必要があると触れられていましたが、現在、既にその状況に達している地区もあります。下水道は適正な流量がないと管路や浄水場設備を傷めることになるそうですが、現在の流量は計画量の約30%程度で、浄水場においてもバイオ資材の追加投入を必要としているそうです。

また、浄水場の老朽化に伴い、維持管理の負担が増すため、対応策として最も近い浄水まで管路をつなぐにしても、約3キロ以上の距離があり、巨額の工事費がかかった上に、その先の浄水場の利用人口も減少を続けているため、これは現実的ではないと伺っていま

す。

そのためにも、できるだけ早い時期に地区の受益者の方々への現状説明と今後の取組についての意見交換をするべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

御質問にお答えいたします。

ダウンサイジングと明確な方針を検討し、住民へ説明と意見聴取ということでございますが、議員御指摘のとおり、人口減少に伴い施設の稼働率が低下する中、現在の規模を維持管理し続けることはこの先困難であり、抜本的な見直しは喫緊の課題でもあると強く認識しております。

現在、本町におきましても将来の汚水発生量や現状の施設使用率に見合った整備の最適化、いわゆるダウンサイジングに向けた検討を行なっておるところでございます。

また、多額の更新費用を要する管路や処理施設を維持し続けるのではなく、個人設置型浄化槽への転換についても選択肢の一つとして検討を進めており、令和8年度には一部地域において各世帯で浄化槽が設置可能であるか等、調査を行う予定としておるところでございます。これらの方針については、住民の皆様のご生活に直結する極めて重要な事項であることから、検討内容が具体化した段階で将来の負担の見通しや事業の在り方について住民の皆様へ丁寧な説明と意見聴取の機会を設けることを考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

年々劣化が進んでおりますので、これは本当に喫緊の課題であると認識をしております。課長も同じような認識をお持ちで、ほっとしました。確かに住民の皆様にご説明することは大変心苦しいことだと思いますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。また、合併処理浄化槽に移行しても料金が大きく跳ね上がらないように、激変の緩和措置のほうも併せて検討のほうをお願ひしたいと思います。

それでは、最後の3番目、庁内各課の編成についてについてお伺いしていきます。

吉備中央町は、2004年10月の2町合併から今年で22年を迎えようとしていま

す。様々な施策を講じているものの、年々進行する高齢化と人口流出を食い止める妙案はなかなか見つからず、先ほどに述べたように、ついに人口は1万人を割ってしまいました。たとえ人口が減っても、行政機関の仕事が連動して減るわけではありません。しかし、以前の一般質問でも触れたように、職員数も不足ぎみ、かつ年代構成の偏りが見られることは今後の不安材料です。今後も、町民の暮らしを支えていく上で、より今以上に機能的で働きやすい職場でなければ、職員のモチベーションは上がらないのではないのでしょうか。

私が議員になった当初、戸惑ったのが、どの課が担当なのかが分かりにくいということでした。それまではあまり用事で役場に行くことがなかったのも一因でしょうが、細かい役割分担が分からず、違う課を訪ねていっては、担当はあちらの課ですよと教えてもらうことが幾度もありました。

例を挙げれば、町営住宅は建設課、空き家対策は住民課、住宅探しは定住促進課と、家に関することだけでも違うそれぞれの課の担当になります。また、企画課が担当されている岡山自動車道の付加工事や土地の開発行為などは、一般の方から見れば建設課の所管ではないかと思ってしまうのではないのでしょうか。最近特に増えている支障木や危険木についても、住民課なのか、建設課なのか、あるいは農林課なのか、どこに連絡すればいいのかと戸惑うことも多いのではないのでしょうか。令和9年度には、旧津賀小学校、旧下竹荘小学校への各課や教育委員会の移動が準備、計画されています。

町長にお尋ねします。

せっかくの機会ですので、町民の方にもより分かりやすくなるように、役場の機構改革、つまり各課の担当する業務分担の見直しや整理に取り組むお考えはないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、河上議員の御質問にお答えをいたします。

人口が減少しても行政ニーズが直ちに減少するわけではなく、むしろ複雑化、専門化している分野も多いことから、限られた人員の中で効率的かつ機動的な組織体制を構築することは重要な課題であると認識をしております。

機構改革につきましては、町民の皆様にとって分かりやすく、利用しやすい窓口体制で

あること、併せて職員が円滑に連携できる体制であることが基本であります。御指摘のとおり、令和9年度に予定をしております旧小学校校舎への一部部署の移転は、組織の在り方や配置を改めて検討する一つの契機であると捉えております。単なる部署移転にとどまらず、業務の統合や再編の可能性も含め、総合的に検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

それでは、町長にも一言御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この機構改革につきましては、私が就任させていただいて、それぞれの業務の在り方、それから今何をすべきかということを含めて、いろいろと機構改革をさせていただきました。あのとき、人口減少の中で今やるべきこと、それは今住みやすく、また子どもたちがそこで教育しやすいような環境をつくる。そして、もう一つは他から吉備中央町に来てもらう施策というようなことを考えまして、1つは定住促進課を新たにつくりました。そして、もう一つは、子育てに特化した子育ての課をつくりました。そのように、そのときそのときに今何をすべきか、将来に向かってどのような機構改革をすべきかということをしつかりと考えまして、機構改革は進めていこうと思います。

また、今回も下竹の小学校の跡地活用であのように体制が変わります。そして、津賀小学校もそうです。そういうことも考えまして、しっかりとそのときにどういう形が一番いいのかということを検討しまして、機構改革というのはこれからも進めていこうと思っております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

よろしくお願いします。

どの課も忙しいのは、もう言うまでもありません。見ていて、それはよく分かります。しかし、業務の内容によっては、当然ながら量的な差は生じます。よく、デジタル化して

効率を上げればいいんじゃないかと言われますが、職員さんたちに伺うと、導入初期の手間を考えると、かえって手がかかるのが見えているから一概にいいとは言えませんと言われます。

先ほども述べたように、合併後20年以上が経過しています。町長が言われたように、状況に応じて増えた課もありますが、全体的には従来どおりの編成の課は多いようです。また、本来担当する業務をその当時手いっぱいだったために少し手がすいていた別の関連課に振ったまま元に戻すことなく続けていられるものも多々あると伺ったこともあります。ここで思い切って量的な負担の偏りを補正しつつ、特に若い世代や子育て世代の職員が望むワーク・ライフ・バランスを推進し、中途退職を防ぎ、継続的に働いていただくためにも、機構改革はぜひ進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

業務内容に繁閑の差が生じることは一定程度避けられないものの、特定の課や職員に過度な負担が集中することは、組織全体の持続性の観点からも望ましいものではございません。特に若い世代の職員は、やりがいとともに、ワーク・ライフ・バランスを重視する傾向があることは承知をしており、職員の定着と人材育成の観点から、働きやすい職場環境の整備は重要であると考えております。

そのためにも、業務量の平準化、事務の効率化、職員が安心して能力を発揮できる職場づくりのためにも、機構改革は重要であると考えております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

以前行われた若手職員による子どもあふれる化プロジェクト、当時提言されたものは、子育て住宅の建設を除いては全て実行に移されております。これは、子育て世代を応援する大きな力となっています。若い職員たちが自分事として考え、実際にどうあってほしいかと考える素直な気持ちから出たものだからこそ、実際に施策に生かされ、多くの子育て世代に喜ばれるものになったと思っています。私は、今でもこれは大変評価しております。

このように、これからも町役場を担っていく若手から中堅職員、そして経験豊かな職員でプロジェクトチームをつくり、それぞれが自分事として分かりやすく、効率的な業務分担による課の再編成を検討するのも一手ではないかと考えますが、これはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

組織の在り方を検討するに当たっては、現場で業務に携わる職員の視点を取り入れることが極めて重要でございます。御提案の機構改革推進プロジェクトチームの設置につきましては、まずどのような職員の選出がより実効性が高いかなどを含めまして検討をしております。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

他の市町村が全ていいというわけではありませんが、訪問した際に課の名称の看板を見ると、例えば消防、防災、公共交通、自治体独自のネットワークを所管するくらし安全課、協働のまちづくりや空き家対策、統計、町の振興計画を所管する地域未来課など、それぞれに工夫されていて、ふだん役場に出向くことがあまりない方にも分かりやすく、なるほどなと思うことがよくあります。

また、それぞれの課や職員に負担が偏らない編成というのは、本当に難しいことだと思います。しかし、職員の皆さんがこの町の職員として矜持を持って職務に当たる環境を整えることで中途退職を防ぎ、職員数の安定的確保につなげることができれば、町民にとっても大きな幸せだと思います。これに対しては副町長にも御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

お答えをいたします。

詳細につきましては、ただいま総務課長が申し上げましたとおりでございますけれども、組織の機構といいますものは、組織の能力を最大限に発揮をし、その役割を効率的に果たすためには大変重要な分野であると、こういうふうに認識をしております。そういう面から、役場組織を内部的に見てみますと、組織を統括する分野、あるいは企画あるいは新しいことを開発をしていく分野、それから行政の最も仕事であります住民サービスを提供していく分野、それぞれがございまして、これらが情報共有をし、意思統一をしながら連携をし、協力ができる組織体制をつくっていくということが非常に大切なことであると思います。

また一方では、外部的に見ますと、何といたしまして、行政は最大のサービス産業と言われるように、ワンストップサービスをはじめとして住民の皆さんに迅速、適切で分かりやすく親切な対応ができる、そういう組織の構築というのが求められているところでございます。

したがって、いつも申し上げますように、町役場というのは町民に役に立つ場所でありますので、そうした柔軟に対応ができる組織の構築というのは大事だと思います。

過去には、例えばすぐやる課とか何でもやる課というのがはやった時代もございまして、職員の能力をより高めて、住民サービスの向上を目指す機構の改革というものは組織運営上極めて大切であると思います。

そうした中、世の中にはいろいろな組織がございまして、特に命に向き合う現場の組織とか体制というのは、効率的でないといけないと思います。そういう面では、看護師としてそういう場面に携われた河上議員さんの経験を生かして、これからあるべき組織の姿、御意見、御指導いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

ありがとうございます。私でお役に立てるならばというところでございます。

最後に、今、業務に励みながら庁内放送でこの一般質問を聞いていらっしゃる職員の方々に老婆心ながら1つお願いがあります。

町民の方から職員の方々の接遇について、改善の余地があるのではないかという御意見をいただくことがあります。接遇の基本は、私が言うまでもなく、挨拶、笑顔、身だしなみ、態度、言葉遣いです。中でも、身だしなみについて、町民の方から指摘を受けること

が幾度かありました。おしゃれをしてはいけないとか、質素にすればよいとかというわけではありません。仕事をするのにふさわしいか、また例えば急な業務で県庁とか執行局、ほかの自治体に行かなければならないときに我が町の町職員の代表としておかしくない服装や髪型であるか、そういう心構えを指摘されているのだと思います。接遇のよしあしは、その人の評価に直結します。口うるさいおばちゃんのおせっかいだなと多分思われているとは思いますが、少しだけ心に止めていただけたら幸いです。

職員の皆さんの力が十分に発揮され、町民の皆様の安心と幸せにつながるように、また職員の方々のプライベートも充実できるように、機構改革や業務の平準化がなされることを大いに期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで河上真智子君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第3、報告第1号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

それでは、請願審査報告をさせていただきます。

吉備中央町議会議長西山宗弘殿。総務産業常任委員会委員長山崎誠。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

記、審査月日、令和8年3月10日。請願番号、第1号。件名、吉備高原都市防災士の会代表山本明氏からの地域防災に関する請願。

審査結果、趣旨採択。意見、趣旨に沿うよう努力されたい。

この審査の協議について補足説明をさせていただきます。

この請願は2つの事項がございました。

1つは、吉備高原都市内の公民館新造時に共助活動の拠点として活用できる防災倉庫エリアを設けること。第2項として、吉備中央町の危機管理体制について、主担当、副担当による複数体制の連携をさらに強化し、平時、有事において実質的に機能する体制とすることによってございました。

第1項については、吉備高原都市内の公民館新造について、既に執行部のほうでこの設計をどうするかということの協議がなされております。また、この施設については、先日来、どのような機能を持たせるかについても協議が開始されるものと聞いております。そのような意味で、この新造される公民館の建設が進んでいる段階において、この防災倉庫エリアを設けるということの具体的なことに言及することは避けて、執行部の設計にこれが生かされるようにということで、この趣旨に賛同するという意味で趣旨採択といたしました。

第2項について、防災士、危機管理体制の複数体制ということについて、防災士の会を具体的には機能させるということでございますけども、この件についても先日来議論がありますように、現在、60名を超える防災士が町内に資格を持っていらっしゃいます。そのことについても、町の担当課において機能が十分発揮されるような会議体をこれから設けるというふうに検討がされております。そのような意味で、今回の請願事項についてこの趣旨に沿うよう、それぞれの執行部において十分に反映していただけるように求めて、この請願については趣旨採択といたしました。

議員、諸賢の適切なる御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長の報告に対して、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本請願については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第1号、請願審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日3月18日から3月22日までの5日間、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、明日から3月22日までの5日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時23分 閉 議